

飛島村業務継続計画（風水害編）



[第2版]

平成30年3月



飛島村業務継続計画（風水害編）

[第2版]

目次

1. 基本的な考え方	1
1.1. 業務継続計画（風水害編）の基本的考え方.....	1
(1) 策定の目的	1
(2) 業務継続計画で明らかにする事項	1
(3) 業務継続計画導入の効果	2
(4) BCP 風水害編の特徴.....	2
(5) 業務継続計画の対象	3
(6) 地域防災計画と業務継続計画の関係	4
1.2. 基本方針.....	5
(1) 基本方針	5
(2) 適用範囲.....	5
(3) 実施体制.....	5
(4) 発動基準.....	5
(5) 平常時の運用.....	5
2. 計画の前提条件	6
2.1. 前提とする災害.....	6
2.2. 飛島村の被害状況.....	8
2.3. ライフラインの復旧予測	9
2.4. 村本庁舎の資源と想定被害状況	10
3. 業務継続計画の重要要素	11
(1) 業務継続計画の重要要素の概要	11
(2) 重要要素の現況	11
4. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）	20
(1) 非常時優先業務の定義	20
(2) 非常時優先業務の選定	20
5. 事前対策の検討	32
5.1. 業務継続のための必要資源	32
(1) 非常時優先業務の遂行に必要な職員の人員	32
(2) 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源	33
5.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題）	33
(1) 風水害が必要資源の確保に与える影響	33
(2) 必要資源確保の課題	34
5.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討	35
(1) 必要人員の確保	35
(2) 物的資源の確保	39

5.4. 業務継続マネジメント.....	42
(1) 業務継続マネジメントの必要性.....	42
(2) 計画策定後（平常時）の実施事項.....	42
(3) 業務継続マネジメントの推進体制.....	45

1. 基本的な考え方

1.1. 業務継続計画（風水害編）の基本的考え方

(1) 策定の目的

飛島村は、平成 24 年度に「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第 1 版]」（以下、「BCP（Business Continuity Plan）地震編」という）を作成した。これは、東海地震や東南海地震などの大地震が発生した場合を想定し、迅速かつ的確に「飛島村地域防災計画」に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、震災時にも必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを維持して、最短で平常業務に復することを目的としたものである。

次いで、平成 25 年度に「飛島村業務継続計画（津波災害編）[第 1 版]」（以下、「BCP 津波編」という。）を策定し、これらの実効性を確認するため、平成 26 年度、平成 27 年度に図上訓練を実施したうえで、BCP 地震編、BCP 津波編の見直しを行った。

さらに平成 28 年度には風水害時においても、村役場の業務機能を維持し、必要な行政サービスを村民等に継続的に提供することを目的として、「飛島村業務継続計画（風水害編）」（以下、「BCP 風水害編」という。）を作成した。

(2) 業務継続計画で明らかにする事項

業務継続計画とは、災害時の限られたヒトやモノなどの資源で、最低限必要な業務を継続し、確実に実施できるように、復旧時間に関する【目標】と【現実】のギャップ（ずれ）を解消するための「事前の対応策」を明らかにする計画である。

業務継続計画は、計画を策定すれば災害時の業務継続が滞りなく行えるというものではない。計画策定時点では、災害時の業務継続を図るために今後必要な課題とその対策を明らかにするものである。策定以降、課題を解決する対策を着実に実施することで、はじめて万全な状況に近づけることができる。計画策定をもって終わりではなく、検討と対策を続けることが不可欠である。

表 1.1.1 業務継続計画の検討事項

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①災害時に継続すべき通常業務の絞り込み
②非常時優先業務の洗い出しと優先順位の決定
③必要資源の過不足の検証
④絞り込んだ業務を震災時に実施するための課題解決策の明示 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|

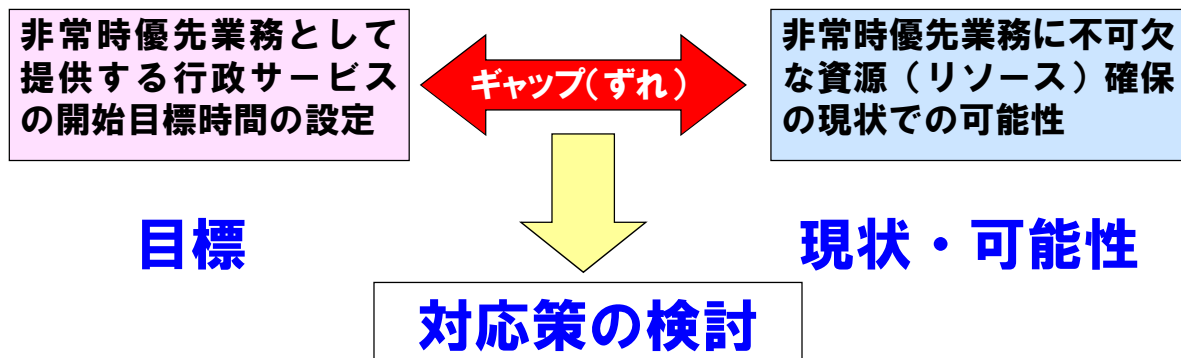


図 1.1.1 業務継続計画の検討イメージ

(3) 業務継続計画導入の効果

業務継続計画の導入により、以下の効果が考えられる。

表 1.1.2 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、村役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、村役場の防災力を強化することが可能になる。
- 村役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能になる。

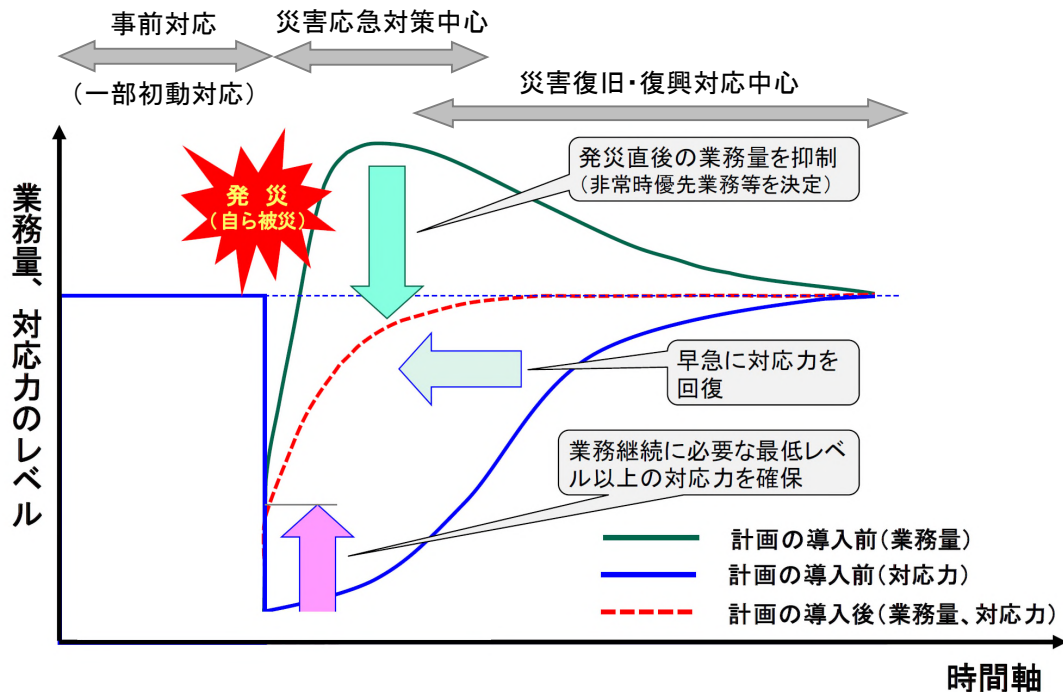


図 1.1.2 業務継続計画の考え方

内閣府 中央省庁業務継続ガイドライン第2版（平成28年4月）を加筆修正

(4) BCP 風水害編の特徴

BCP 風水害編は次の特徴がある。

表 1.1.3 BCP 風水害編の特徴

- ① 突然発生する地震・津波とは異なり、事前に発生が予測できる部分もあるため、災害対策本部設置以前から初動活動を開始可能である
- ② 事前に被害が発生する可能性のある地域が想定できるため、住民の避難誘導・避難所設置が重要な災害対策業務となる
- ③ 職員参集も事前に完了可能である
- ④ 停電等が発生しなければ、ある程度通常業務の継続が可能である

(5) 業務継続計画の対象

a) 対象とする組織・執務実施場所の範囲

本計画では、村役場の全課の業務を対象とする。

また、執務実施場所は、飛島村本庁舎を主な対象とする。

b) 対象とする業務

業務継続計画で対象とする業務は、大規模な災害（地震災害や風水害）の発災時などにおいても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）である。具体的には、災害後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

また、BCP 風水害編では、特に、台風などの風水害時の事前行動を示した飛島村タイムライン（案）等から、事前行動についても対象業務に追加する。

表 1.1.4 非常時優先業務

①優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
②主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
③飛島村タイムライン（案）等の事前行動
④主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

c) 対象とする期間

発災（台風上陸）前 5 日程度及び、発災後 1 週間以内を対象とする。

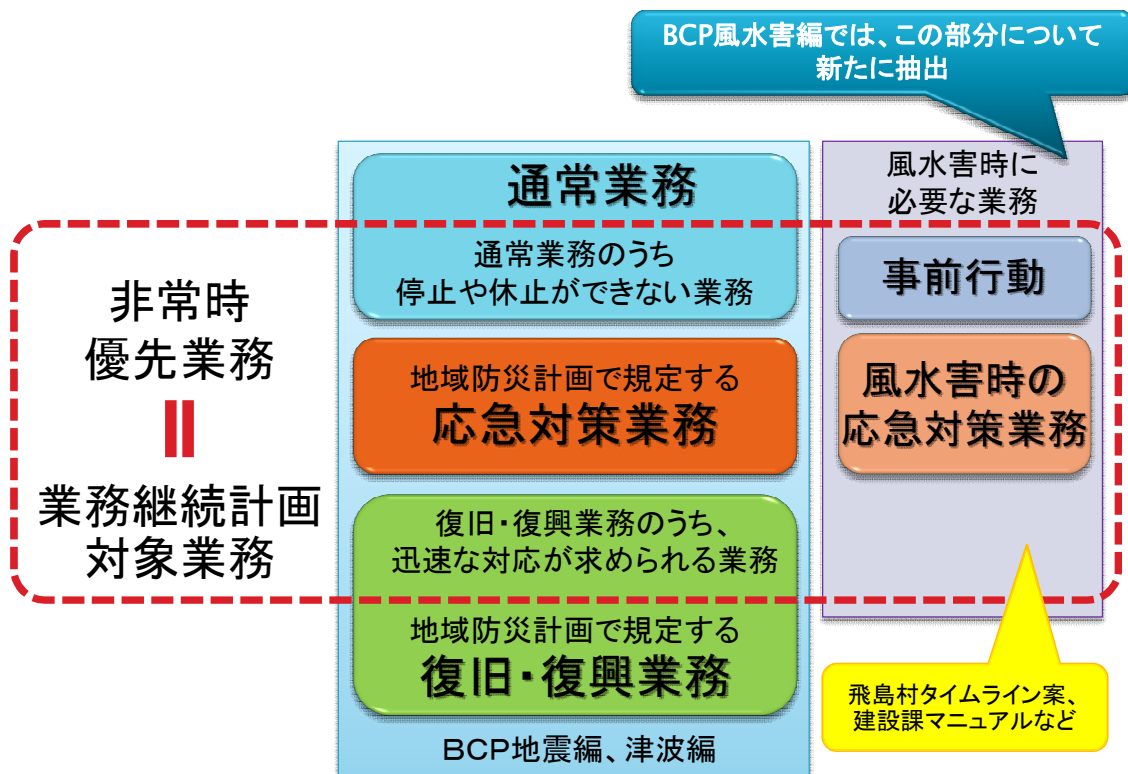


図 1.1.3 非常時優先業務の位置づけ

(6) 地域防災計画と業務継続計画の関係

飛島村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、飛島村防災会議が作成する計画である。その目的は、村、愛知県、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、飛島村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧ならびに復興を行い、飛島村の地域ならびに村民の生命・身体及び財産を災害から守ることにある。ただし、地域防災計画は行政機関の被災を前提にしていない。

一方、業務継続計画は、飛島村地域防災計画の中で策定が位置づけられているが、その目的は、地域防災計画の策定過程で必ずしも検討されていない、村役場自体が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を事前に検討するものである。そのようなヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下を前提として、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を事前に検討し、大規模な震災時における緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼をおいた計画である。

表 1.1.5 業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	村役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・ 応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・ 災害予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	職員の支援体制の記載は必要事項ではない

表 1.1.6 村地域防災計画における位置づけ

● 「飛島村地域防災計画 ―風水害等災害対策計画―」（H28.3）における位置付け

第 2 編 災害予防

第 2 章 防災協働社会の形成推進

第 1 節 防災協働社会の形成推進

1 村における措置

(3) 業務継続計画の策定

村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努める。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂等を行う。

1.2. 基本方針

(1) 基本方針

スーパー伊勢湾台風などによる大規模な風水害の発生時においても、村がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討してBCP風水害編を策定し、円滑な実施を図る。

表 1.2.1 基本方針

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①台風接近前の事前行動も対象に検討する。②村民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）③非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する④計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、村職員が実施する業務全般とする。

村の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について主管課と業者間であらかじめ調整を行うものとする。

(3) 実施体制

非常時優先業務の実施にあたっては、地域防災計画で定める飛島村災害対策本部の組織体制のもとにおいて実施する。

(4) 発動基準

風水害時における業務継続計画の内容に関する発動の判断は、飛島村災害対策本部において行う。

(5) 平常時の運用

業務継続計画は、年1度の防災訓練により、平常時から持続的な改善を行うものとする。

2. 計画の前提条件

2.1. 前提とする災害

本計画では、東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会「危機管理行動計画（第三版）平成 27 年 3 月」において危機管理行動計画を策定する際の前提となった「スーパー伊勢湾台風」を想定するものとした。

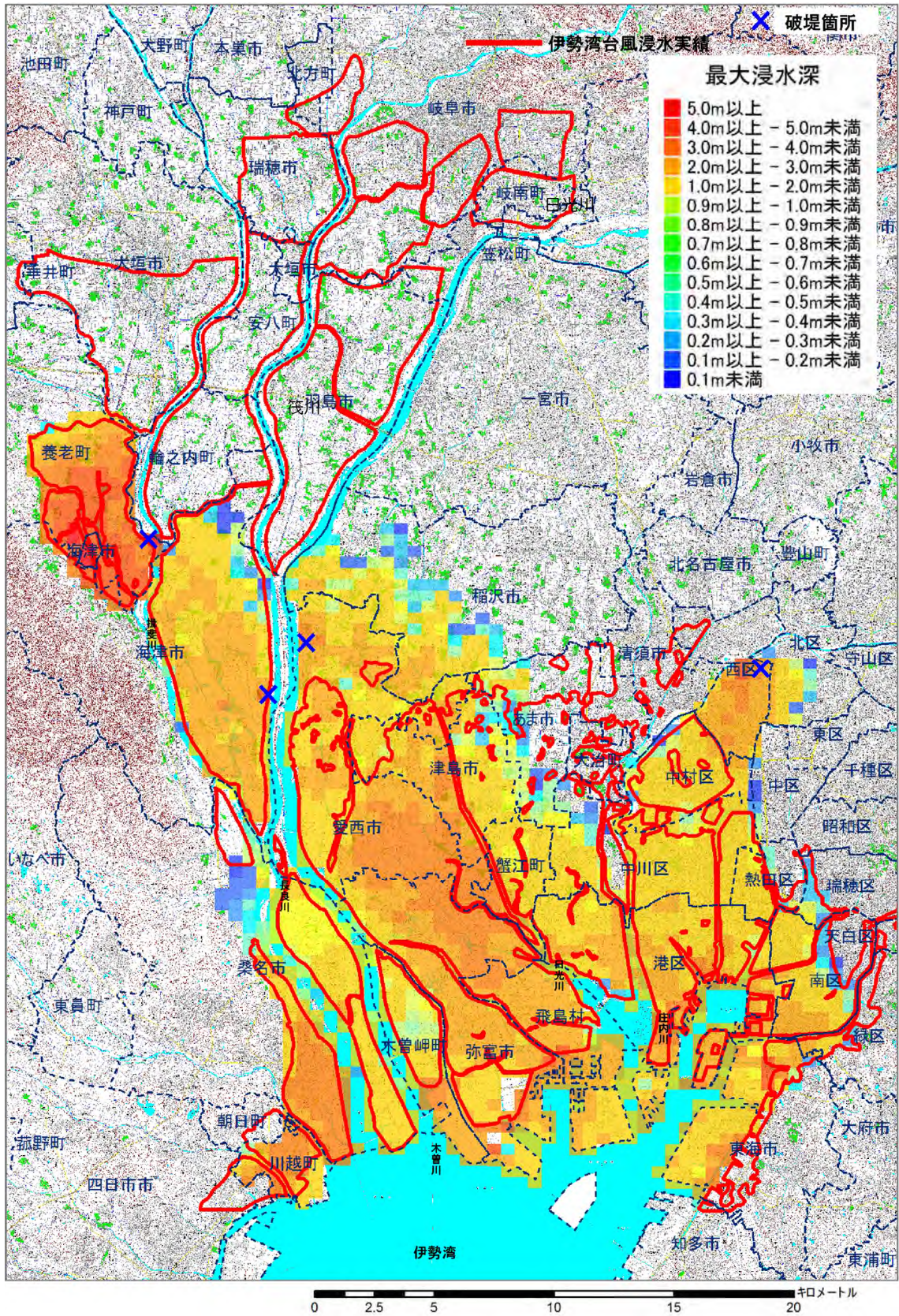
なお、「スーパー伊勢湾台風」とは、過去に日本を襲った既往最大の台風である室戸台風（上陸時 910hPa）級が東海地方の低平地に最も大きな被害をもたらすコースをとった場合を想定したものである。想定するスーパー伊勢湾台風の経路図は下図のとおりである。



資料：「危機管理行動計画（第三版）」（東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、平成 27 年 3 月）

図 2.1.1 スーパー伊勢湾台風の経路図

また、高潮及び洪水の最大浸水深図は次図のとおりである。



資料：「危機管理行動計画（第三版）」（東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、平成27年3月）を基に作成
 図 2.1.2 高潮・洪水被害最大浸水想定図（高潮・洪水による複合災害）

2.2. 飛島村の被害状況

想定風水害による飛島村の被害は、下表のとおり想定している。

表 2.2.1 被害想定（風水害）

項目	被害想定
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18 時に、桑名市の高潮堤防を越流し、高潮による浸水が始まるとともに、風速は 20m/s を超える暴風となる。 ・ その後、22 時には台風は日本海に抜けるが、浸水域が拡大し、25 時には、各河川で破堤し、浸水範囲が広がる。
浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮被害により、19 時に飛島コンテナふ頭および中部電力西名古屋火力発電所から浸水する。この時点では最大浸水深は 0.1m 未満。 ・ 徐々に浸水域が広がり、21 時には西浜、東浜、木場が 1m 以上浸水する。 ・ 22 時には、浸水深は 2m 以上となり、新政成の南で破堤して新政成の広範囲で 1m 未満の浸水が始まる。 ・ 23 時以降、西浜、東浜、木場は浸水深が徐々に低くなる一方で、新政成の浸水域は国道 23 号以北に拡大するほか、木曾川からの浸水域が西側に拡大し、海南こどもの国の周辺から本村も浸水する。 ・ 新政成以北で徐々に浸水域が拡大し、翌 2 時の時点で村の一部を除いてほぼ全域が浸水する。 ・ 洪水被害はない。 ・ 本村における排水作業は 13 日間までには完了すると想定する。
人的被害 (死者・行方不明者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害としては、死者、負傷者の発生が想定される。 ・ 伊勢湾台風での死者数に準じるものとして 140 人程度発生すると想定する。 ※伊勢湾台風時の人的被害…死者・行方不明者数 132 人（当時の人口の 3%） ※H28.9.1 現在の人口…4,609 人
建物被害件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水：約 3,600 棟 ※村全域が想定浸水深 0.5m 以上のため、全世帯が床上浸水すると想定。 ※伊勢湾台風時の建物被害…全壊 180 棟、流失 132 棟、半壊 420 棟（当時の世帯 722 世帯、村の浸水率 100%）
交通機能 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水や強風により村全域で通行不能箇所が発生する ・ 国道、村道はいずれも 30 cm 以上の浸水により通行不能。洪水位が橋桁にかかる区間は落橋する。 ・ 立ち往生する自動車が発生し、救助が必要となる。 ・ 伊勢湾岸自動車道では、風速 20m/s となる 18 時ごろから通行止めとなり、飛島 IC も浸水。各設備に被害が発生する。
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道は、台風の到来を予見して運休。翌日より安全が確認され次第、徐々に復旧する。おおむね 3 日以内には啓開されるが、桑名市や名古屋市内における JR や名古屋鉄道線の落橋により、運行区間は限定される。
(港湾)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設が一時的に冠水・浸水の被害を受ける可能性がある。 ・ 岸壁上に蔵置貨物がある場合は、浸水により流出・破損等の二次被害が発生するおそれがある。
ライフライン (上水道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間に及ぶ浸水により、復旧が長期化する恐れがある。 ・ 上水道については、水道事務所及び各地下水源の電気関係及び排水ポンプ水没による移動不能による水道水の供給が不能になる。 ・ 浄水場及び機械室が、水没するとともに電力供給の停止により復旧に相当の日数を要する。 ・ 浸水でマンション等の受水槽ポンプが故障、コンセントがショートして停電し、供給できずに断水になり、給水できず断水となる場所が多数発生する。
(下水道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道については、浸水時には雨水がマンホール、汚染柵等の隙間から侵入することで下水道流量が増えるが、下水道管の流下能力を超えると、各家庭等からの汚水排除が不可能となる。 ・ 処理場のポンプや制御装置等の障害により機能停止する。 ・ 汚水や薬品の流出による環境汚染が発生する。

項目	被害想定
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の流出能力を超えると、マンホール蓋が逆流により吹き上げられ、水圧により蓋が飛ぶ。 ・避難場所へ住民が移動する際、濁水による視認性低下から、マンホール穴に落ち込む。 ・マンホール穴に車両がはさまり、タイヤのパンクや重大事故につながる。
(都市ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造設備に被害なし。基本的にはガスの供給は継続するが、製造所または供給所ガスホルダーの創出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給が困難な地区についてはガスの供給を停止する。またガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合はガスの供給を停止する。
(LP ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・LP ガス容器の流出・LP ガス供給設備・消費設備の水没により使用不能。
(電力)	<ul style="list-style-type: none"> ・村全域でコンセント等、住宅の電気設備が冠水するため停電する。浸水が解消され、電力会社により絶縁性が確認された地域から、順次復旧する。
(電話)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定電話については、街頭公衆電話や家庭、事業所の電話機が水没することになり、使用不可となる。 ・携帯電話については、基地局の浸水により機能が停止し、周辺地域で携帯電話サービスが利用できない箇所が出現する恐れがある。
流出危険物質	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等から危険物質が流出し、汚染が広がる。 ・コンテナや車、船などが市街に漂着し、家屋や人的被害が発生する。

注. 伊勢湾台風時の被害・・・飛島村地域防災計画（平成 28 年 3 月、飛島村防災会議）、「防災対策事業 業務継続計画作成委託 報告書」（平成 26 年 3 月、飛島村）

注. 飛島村人口・・・飛島村ホームページ（<http://www.vill.tobishima.aichi.jp/>）[閲覧日：平成 28 年 10 月 7 日]

注. 床上浸水棟数・・・「防災対策事業 飛島村地震被害想定調査 報告書」（H27.3、飛島村）、建物被害の建物棟数合計

資料：「危機管理行動計画（第三版）」（東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、平成 27 年 3 月）をもとに作成

2.3. ライフラインの復旧予測

風水害時の飛島村のライフラインの復旧は、「危機管理行動計画（第三版）」をもとに次のとおり想定する。

ライフラインの優先順位を電力・通信、ガス・水道の順に復旧するものとし、復旧期間は、「電力・通信」が発災後 4 日～2 週間、「ガス・上下水道」が発災後 2 週間～1 ヶ月と想定される。

また、浸水被害があった場合の飛島村周辺の排水は、約 2 週間で完了すると想定されている。

以上から、ライフラインの復旧期間は、最大で約 1 か月に及ぶものと想定する。

表 2.3.1 ライフラインの復旧期間（風水害）

	危機管理行動計画	関東・東北豪雨	
			備考
電力	発災後 4 日～2 週間	7 日間	9/9～16
通信		固定電話：8 日間 携帯電話：22 日間	固定電話：9/9～17 携帯電話：9/9～10/1
ガス	発災後 2 週間～1 ヶ月	都市ガス：5 日間 簡易ガス：5 日間	都市ガス：9/9～14 簡易ガス：9/9～14
上下水道		上水道：11 日間	9/10～21
排水	飛島村は 13 日目には完了	10 日間	9/9～19（常総市）

資料：危機管理行動計画・・・「危機管理行動計画（第三版）」（東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、平成 27 年 3 月）をもとに作成。被災した全域で最も遅い地域の復旧時点までの復旧期間。

資料：関東・東北豪雨・・・「台風第 18 号による大雨等に係る被害状況等について」（内閣府）をもとに作成

2.4. 村本庁舎の資源と想定被害状況

飛島村本庁舎の非常用電源（据置型）は約 72 時間分の燃料備蓄があり、駐車場屋上（高所）に設置しているため、浸水時でも使用可能である。また、ポータブル電源は本庁舎に蓄電池が 1 台、防災倉庫にガス発電機が 7 台、ガソリン発電機が 5 台あり、蓄電池は約 3 時間、ガス発電機は約 15.4 時間（1 台あたり約 2.2 時間）、ガソリン発電機は約 20 時間（1 台あたり約 4 時間）発電可能である。

高潮・洪水の複合災害が生じた際の本庁舎の最大浸水深は、2.0m 以上 3.0m 未満と予想されており、その場合の役場の被害としては、以下のような被害が想定される。浸水時は庁舎内の 1 階は使用できないため、職員に割り当てられているノート PC は、事前に 2 階執務室に運び上げておく必要がある。

本庁舎以外の地域防災計画上の参集場所（公民館分館、すこやかセンター、中央公民館、敬老センター、飛島学園、保育所）においてもおおむね同様と想定する。

表 2.4.1 飛島村本庁舎の被害状況

項目	被害想定
建物・執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・冠水により 1 階フロアの使用不能。 ・役場への出入りに支障をきたすため、応急対応などに大きな障害となる。 ○PC、サーバー、プリンタ・コピー機：1 階フロアでは使用できない。 ○トイレ：1 階フロアでは使用できない。仮設トイレ 5 基と簡易トイレ 200 個の備蓄を使用可能。 ○災害時の職員用備蓄：本庁舎役場 2 階、防災倉庫に飲料水 500 リットルと食料 107 人×3 日分（1 日 3 食）の備蓄を使用可能。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道が給水停止となり飲料水が途絶える。トイレが使用不能となる。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス管路が破損した場合には、供給停止の可能性が生じる。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎が水没した場合、受電設備やコンセント等からの漏電の危険があるため、電気設備や情報システムの利用ができなくなる。 ・業務再開には自家発電設備からの通電が必要となる（据置型は約 72 時間の燃料備蓄があり、駐車場屋上（高所）に設定しているため使用可能。また、ポータブル型は本庁舎に蓄電池 1 台（約 3 時間分）、防災倉庫にガス発電機 7 台（約 15.4 時間分）とガソリン発電機 5 台（約 20 時間分）があり使用可能。）
電話・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・固定電話については水没により使用不能となる可能性がある。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・事前参集であり、本庁舎の人的被害はないものと想定する。

資料：「飛島村業務継続計画（津波災害編）[第 2 版]」（飛島村、H28.3）及び、「危機管理行動計画（第三版）」（東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、平成 27 年 3 月）をもとに、村へのヒアリング結果を加味して作成

3. 業務継続計画の重要要素

(1) 業務継続計画の重要要素の概要

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））に示された「業務継続計画の重要 6 要素」は下表のとおりある。

表 3.1 業務継続計画の重要 6 要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

資料：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月、内閣府（防災担当））

(2) 重要要素の現況

重要 6 要素の (6) 非常時優先業務の整理を除く 5 要素について、本村の H29. 10. 1 現在の現況は次のとおりであった。

a) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

次のとおり、飛島村地域防災計画（H29. 3）に規定されている。

<1> 首長の職務代行の順位

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位	第 5 順位
副村長	総務部長	—	—	—

資料：飛島村地域防災計画（H29. 3）p71

<2> 参集体制

【風水害時】

体制 (配備区分)	配備時期	参集課室・職員 (非常配備員)
第1 非常配備	1 災害が発生するおそれのある場合で、愛知県西部（尾張・西三河北部）に次の予警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨注意報（6月～10月の間に限る。） (2) 洪水注意報（6月～10月の間に限る。） (3) 高潮注意報 (4) 波浪警報 2 災害の発生するおそれのある場合又はごく小規模の災害が発生したとき。	職員動員配備表に掲げる「第1 非常配備」の要員をもって充てる。
第2 非常配備	1 災害が発生するおそれのある場合で、愛知県西部（尾張・西三河北部）に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 高潮警報 (6) 特別警報 (7) 木曾川はん濫注意情報又ははん濫警戒情報 (8) 日光川（古瀬地区）はん濫警戒情報又ははん濫警戒情報 2 相当規模の災害が発生するおそれのあるとき。	職員動員配備表に掲げる「第2 非常配備」の要員をもって充てる。
第3 非常配備	1 大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 2 大規模な災害が発生したとき。	全職員

資料：飛島村地域防災計画（H29.3）p71～p72

◎災害警戒本部・災害対策本部の設置基準

区分	設置基準
災害警戒本部	○ 次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき (ア) 木曾川はん濫注意情報 (イ) 日光川（古瀬地区）はん濫注意情報 ○ 台風等による風水害発生危険性が高まりつつある場合
災害対策本部	○ 次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき (ア) 木曾川はん濫警戒情報 (イ) 日光川（古瀬地区）はん濫警戒情報 ○ 台風等による大規模な災害が発生するおそれがあるとき ○ 台風等による大規模な災害が発生したとき ○ 村長が必要と認めたとき

資料：飛島村地域防災計画（H29.3）p71～p72

<3>職員の参集状況

大規模な風水害（台風など）が休日・夜間等、村職員の勤務時間外に発生が想定される場合、職員の緊急参集人員について、職員の居住場所を勘案して分析し、時系列的に参集状況を検討した。

（ア）参集数算出の前提条件

風水害時の第3非常配備の職員参集は、「大規模な災害が発生するおそれのあるとき」、「大規模な災害が発生したとき」であり、事前参集を前提とした。

表 3.2 参集数算出の前提条件

- ・ 事前参集。
- ・ 職員数、職員居住地は、平成28年4月1日現在の全職員（特別職3名、育休中職員1名を除く）103名。
- ・ 事前に参集するため自動車の移動を想定する。
- ・ 降雨により視界が悪いことを考慮し、通常速度よりも遅い20km/hで算出する。
- ・ 参集訓練通知メールによる職員参集訓練の結果から、参集できない職員は8%とする。
- ・ 同様に外出等により職員参集が遅れ、1時間未満で57%、3時間まで（2時間～）で89%が参集し、3時間以降に93%が参集し、1週間続くものとする。

表 3.3 職員参集訓練の概要

- ア) 目的：休日の職員参集可能数、参集時間を把握する。
- イ) 職員参集訓練通知メールの内容
- (a) 休日（土日祝）の昼間（10時～15時）にメール発信
 - (b) 大型台風の接近により、第三非常配備が発令され、災害対策本部が設置された。以下について返信。
 - (1) 連絡者の氏名
 - (2) 役職
 - (3) メールを受信した場所（飛島村村内、村外（市町村名））
 - (4) 第三非常配備時の参集先（役場庁舎、公民館分館、すこやかセンター、中央公民館、敬老センター、飛島学園、保育所）
 - (5) 受信した場所から参集先までの想定参集時間（15分単位で回答）
- ウ) 配信概要
- (a) 配信対象数：108人（特別職除く）
 - (b) 配信日時：H28.10.30（日）12:00
 - (c) 返信メールの返信時間
- エ) 主な結果
- (a) 休日昼間の返信率：返信率98%（返信数106人）
 - (b) 自宅外からの参集割合：30%
 - (c) 参集率：57%（1時間未満）、76%（2時間未満）、89%（3時間未満）、93%（3時間以降）

(イ) 風水害時の参集状況の想定結果

夜間・休日に事前招集をする場合は、職員 103 名のうち、1 時間未満に 59 名（総職員数の 57%、以下同じ）、2 時間未満に 78 名（78%）、3 時間未満に 92 名（89%）、3 時間以降に 96 名（93%）の参集可能である。最終的な参集先は、飛島村役場 55 名、中央公民館・総合体育館 13 名、すこやかセンター 9 名、飛島学園 8 名、第一保育所及び敬老センター、公民館分館が各 6 名となった。

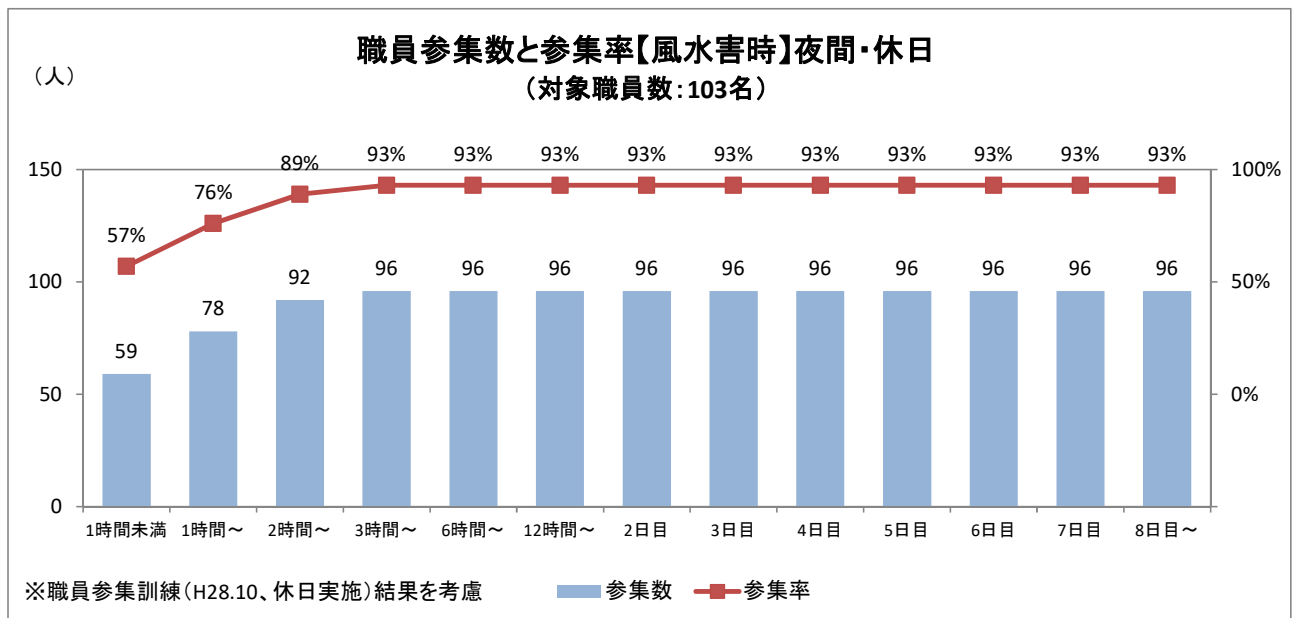


図 3.1 時間別の参集職員数・参集率の推移（休日・夜間）

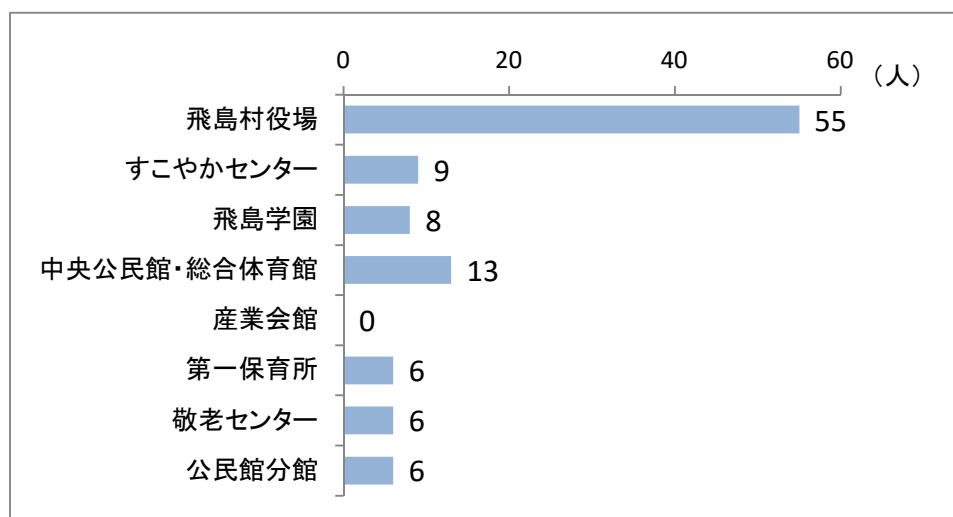


図 3.2 参集先別参集職員数

b) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部は、飛島村役場2階の「災害対策本部」に設置。代替施設は、「公民館分館」、「中央公民館」を予定している。

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他 (土砂災害・火災等)	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
公民館分館	S53		○				○		○	○	風水害 地震	○
中央公民館	S57	○	○	○	○	○	○		○	○	風水害 地震 津波	○

c) 電気、水、食料等の確保

飛島村役場では非常用発電機 1 台を駐車場屋上（高所）に設置しており、燃料備蓄は 72 時間分あるが、中央公民館と共用である。公民館分館では非常用発電機 1 台あるが、燃料備蓄はない。ポータブル電源は本庁舎に蓄電池 1 台（約 3 時間使用可能）、防災倉庫にガス発電機 7 台（約 15.4 時間発電可能）とガソリン発電機 5 台（約 20 時間発電可能）の備蓄がある。

職員専用の飲料水は 500 リットル、食料は 3 日分備蓄がある。トイレは仮設トイレが 5 基、簡易トイレが 200 個である。

救命ボートは、アルミボート 21 台とゴムボート 14 台の備蓄がある。

<1> 非常用発電機と燃料の確保

【飛島村役場】

非常用発電機	(1) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	駐車場屋上（高所）に設置（中央公民館と共用）
燃料備蓄	(72) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部フロア [○] ・非常用エレベーター [] ・通信、ネットワーク機器 [○] ・その他の重要機器 [] ()

【公民館分館】

非常用発電機	(1) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	浸水区域外（津波）
燃料備蓄	(なし) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部フロア [○] ・非常用エレベーター [] ・通信、ネットワーク機器 [○] ・その他の重要機器 [] ()

【中央公民館】

非常用発電機	(1) 台
非常用発電機の浸水等への対応状況	役場庁舎と共用
燃料備蓄	(72) 時間/台 分
電力供給先 ※該当するものに○印	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部フロア [○] ・非常用エレベーター [] ・通信、ネットワーク機器 [○] ・その他の重要機器 [] ()

<2>ポータブル電源の備蓄

項目	数量	保管場所	使用可能時間
蓄電池 (CUBOX IPAC-C-1000-U-LiTe-A)	2台	役場 すこやかセンター (各1台配備)	蓄電容量 3.3kwh で約 3 時間 (1000VA) 使用可能 (1 台あたり)
ガス発電機 (エネポ EU9iGB)	7台	防災倉庫	カセットボンベ 2 本で約 2.2 時間 発電可能 7 台×2.2 時間=15.4 時間発電可能
ガソリン発電機 (HONDA EX900 等)	5台	防災倉庫	約 4 時間発電可能 5 台×4 時間=20 時間発電可能

<3>職員用の水、食料等の備蓄

項目	備蓄量	備蓄場所
飲料水	(500) リットル	役場 2 階、防災倉庫
食料	107 人×3 日分 (1 日 3 食) 朝食 (乾パン、クラッカー、おかゆ、 缶入りソフトパン) (1 食) 昼・夕食 (アルファ化米) (2 食) 副食 (サバ味噌煮、筑前煮等) えいようかん、ビスコ	役場 2 階、防災倉庫
仮設トイレ	仮設トイレ (5) 基 簡易トイレ (200) 個	防災倉庫
簡易ベッド	(なし) 台	
毛布	(321) 枚	

<4>救命ボートの備蓄

項目	数量	備蓄場所
アルミボート	21 台	防災倉庫、飛島学園、第一保育所、産業会館、敬老センター、 三福一時避難所、大宝一時避難所：各 1 台 分団倉庫 (7 分団)：各 1 台 (計 7 台) 南拠点避難所：2 台 公民館分館：5 台
ゴムボート	14 台	中央公民館ホールロビー、総合体育館、三福一時避難所：各 1 台 大宝一時避難所：2 台 北拠点避難所、新政成一時避難所：各 3 台 ※将来の服岡分等として、北拠点避難所に+3 台仮置き

d) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

通信機器の確保は、次のとおり確保されている。

項目	数量	保管場所	運用状況 (使用訓練の 実施状況など)
県防災用行政無線	本庁舎ほか、村所管 の全ての電話で使用 可能。	本庁舎1階、2階 ※防災情報システムは本庁舎 2階	少なくとも年1 回村総合防災 訓練で使用
地域防災無線（移動系）	携帯（15）台 車携帯（8）台 半固定（17）台		同上
村防災行政用無線	村内（56）箇所	親機の保管場所 [本庁舎2階]	同上
コンビナート防災用無線	（1）箇所	親機の保管場所 [本庁舎1階]	同上
衛星携帯電話	（1）台	本庁舎2階	
災害時優先電話	（17）回線	本庁舎（7）, 2階 第一保育所, 1階 飛島聖苑, 1階 すこやかセンター（2）, 1階 飛島学園（3）, 1階 中央公民館, 1階 敬老センター, 1階 公民館分館, 1階	
上記通信機器用の電源の確保状況			

注. 災害時優先電話には、平成28年9月に配備した携帯電話6台（本庁舎3台、すこやか1台、飛島学園2台）を含む。

e) 重要な行政データのバックアップ

クラウド化して遠隔地サーバーで保管、DVD-R による保管、専用バックアップ装置による保管で対応されている。

種別	担当課	バックアップ状況 (紙ベース)	バックアップ状況 (デジタルベース)
行政文書データ等	企画課		庁内サーバー及びクラウド化による遠隔地サーバーにて保管
各村税の賦課、収納に関する情報	税務課		遠隔地サーバーにて保管
固定資産（土地家屋）図面	税務課	紙ベースで保管	DVD-Rにて保管
道路台帳等	建設課	紙ベースで保管	DVDにて保管
住民記録 戸籍 児童手当情報 (村)遺児手当情報 心身障害者扶助料情報 人工透析通院費助成金情報 国民健康保険業務 国民年金業務 福祉医療	住民課		庁内サーバーとクラウド化による遠隔地サーバーに保管
後期高齢者医療	住民課		専用バックアップ装置

4. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）

(1) 非常時優先業務の定義

BCP 風水害編で対象とする業務は、大規模な風水害においても優先して実施すべき「非常時優先業務」である。

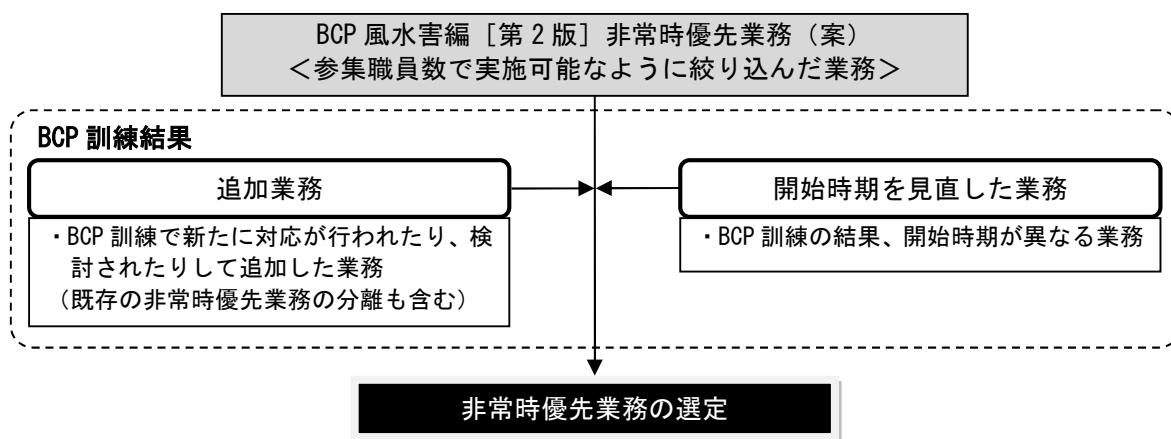
対象とする業務は、BCP 地震編や BCP 津波編と同じく、発災（台風上陸）後 1 週間以内（災害発生当日～7 日目まで）に着手しなければ村民生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。

BCP 風水害編では上記に加えて、台風などの風水害時の事前行動（発災（台風上陸）前 5 日程度）も含めてとりまとめる。

(2) 非常時優先業務の選定

村として実施する非常時優先業務は、BCP 地震編、BCP 津波編において、平時の通常業務と地震災害時や津波災害時において新たに実施が求められる業務（応急対策業務、復旧・復興業務）を分析したうえで整理されている。

BCP 風水害編においては、風水害時に新たに必要となる業務を、風水害時の事前行動を示した飛島村タイムライン（案）及び「建設課自然災害行動マニュアル（異常気象編）」（飛島村建設課）、村総務課ヒアリング結果、図上訓練結果をもとに、非常時優先業務として抽出した。



※BCP 訓練の対象期間…台風接近段階から台風最接近までを対象

図 4.1 非常時優先業務の見直しの流れ

非常時体制を立ち上げ、移行していくタイミングを下図に示し、班ごとの非常時優先業務（事前行動）の抽出結果を事項に示す。なお、非常時優先業務の全抽出結果は巻末に示す。

◎非常配備及び災害警戒本部・災害対策本部設置のタイミング

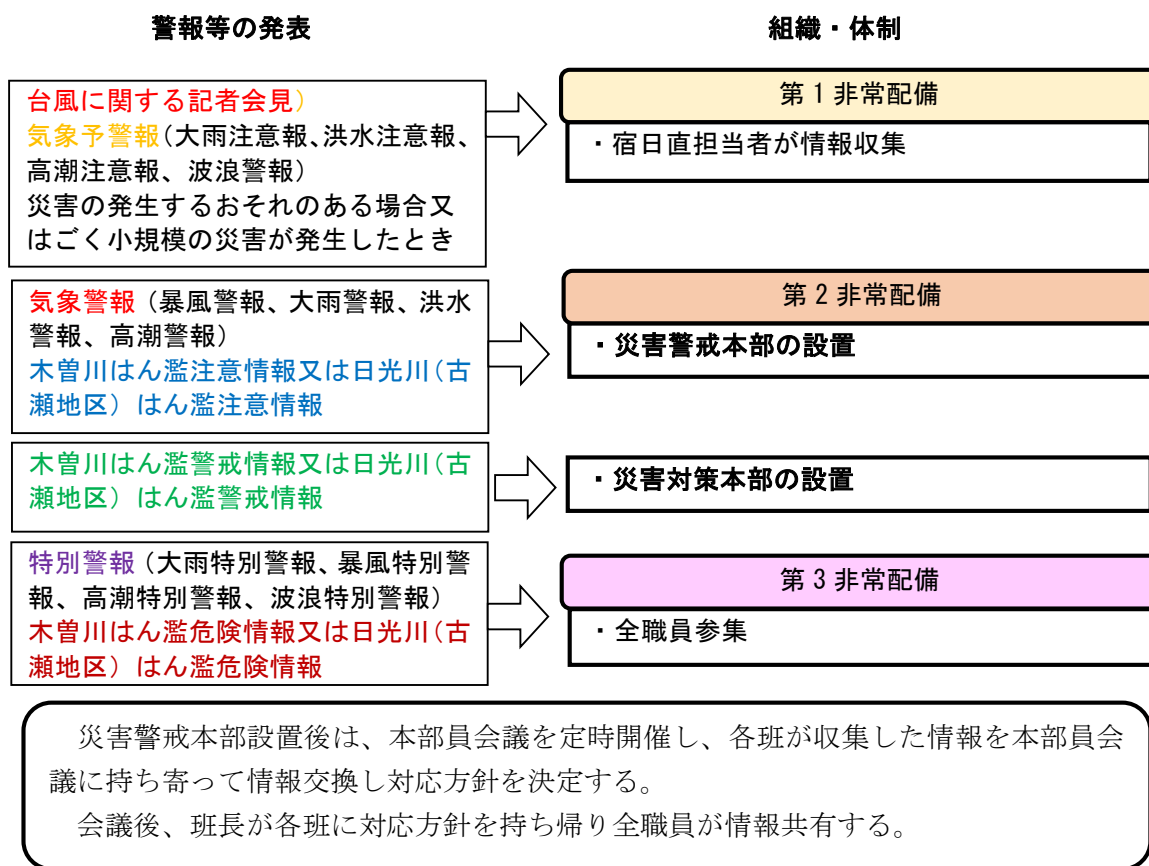


図 4.2 非常配備及び災害警戒本部・災害対策本部設置のタイミング

表 4.1 総務班の非常時優先業務（事前行動）①

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
気象情報の収集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
村職員の動員配備に関する注意喚起		●									
連絡体制・通信手段の確認・確保（村防災行政無線の確認、災害時優先電話申込み等）			●	●	●	●	●	●	●	●	●
水防体制（海部地区水防事務組合）の確認			●								
公共施設の安全性点検			●	●	●	●	●	●	●	●	
国・県・他市町村・関係機関との連携確認				●							
村幹部事前打合せ				●							
非常配備の指令、非常配備種別の職員への伝達					●						
報道機関対応					●	●	●	●	●	●	●
水防警報（待機）の受領、村長への報告、職員、住民、関係機関等への伝達					●						
水防団の待機					●						
消防団の注意喚起					●						
飛島公共交通バスの運休予告					●						
河川情報の収集（県リアルタイム河川情報による）					●	●	●	●	●	●	●
気象注意報の受領、報告、伝達						●					
気象状況等に関する具体的情報提供による村民の注意喚起						●					
洪水注意報の受領、報告、伝達						●					
非常配備の指令、非常配備種別の職員への伝達						●					
非常配備担当職員の所定配備						●	●	●			
本部員会議の開催						●	●				
警戒本部設置準備、設置の周知、連絡						●	●				
本部員会議決定・指示事項の周知						●	●				
応急対策従事職員数の把握						●	●				
庁舎内の安全確認						●	●				
自主避難への対応						●	●	●	●	●	●
避難準備・高齢者等避難開始の伝達、周知徹底						●	●				
避難行動要支援者に配慮した情報伝達						●	●				
避難所からの要望等への対応						●	●	●	●	●	●
飛島公共交通バスの運休						●					
気象警報の受領、報告、伝達							●				
関係機関からの情報・連絡に即応し、待機職員に対する指示							●				
水防警報（出動）の受領、報告、伝達							●				
水防団・消防団の出動							●	●	●	●	
水防区域の監視及び警戒							●	●	●	●	
（必要に応じ）広域避難の実施、集団避難者（疎開先避難所への避難者）の移送							●	●	●		
洪水警報の受領、報告、伝達（はん蓋警戒情報）								●			
非常配備の指令、非常配備種別の職員への伝達								●			
非常配備担当職員の所定配備								●			
避難勧告の伝達、周知徹底								●			
河川水位、雨量、降水予報の確認（1時間ごと）								●			
村内の異常現象について名古屋地方気象台その他の関係機関に通報								●			

表 4.2 総務班の非常時優先業務（事前行動）②

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
本部員会議の開催								●	●	●	●
対策本部設置準備、設置の周知、連絡								●			
本部員会議決定・指示事項の周知								●	●	●	●
災害対策本部各班の情報収集・伝達体制の強化								●			
集約した情報の災害対策本部への報告								●	●	●	●
班員の安全確保								●	●	●	●
国・県・他市町村・関係機関（自衛隊等）との相互の情報提供								●	●	●	●
リエゾン・TEC-FORCEの受け入れ								●			
避難者の誘導（警察、消防団、自主防災組織等と協力した避難者の誘導）								●	●	●	
洪水警報の受領、報告、伝達（はん濫危険情報）									●		
水門、こう門等の操作									●		
非常配備の指令、非常配備種別の職員への伝達									●		
在庁職員の把握									●		
災害対策活動に集中（通常業務の絞り込み）									●	●	●
職員の割振り・配置を記録									●		
河川水位、雨量、降水予報の確認(10分ごと)									●	●	●
（放置しておく危険となった場合）河川・海岸堤防等の水防工法実施									●	●	●
（水防作業の実施が困難な場合）他の水防管理者又は市町村、県に応援要請									●	●	●
避難指示（緊急）の伝達、周知徹底									●	●	●
特別警報の受領、報告、伝達									●		
被害状況の把握									●	●	●
公用車の管理									●		
住民対応（土のう・電話）									●		
消防機関の活動の把握及び指示・り災者の救出									●	●	
消防署・警察署への連絡									●		
決壊情報の伝達										●	
災害応急活動に従事する職員の給食及び宿泊										●	●
広域（村外）避難者・在宅避難者の把握										●	●
水防団・消防団、消防、警察の危険地域からの退避											●
県知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼を検討・県本部、支部及び自衛隊との渉外連絡											●
やむを得ない場合、屋内での待避等の安全確保措置を指示											●
職員の配置（シフト）確認											●

表 4.3 建設班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
緊急通行車両の確保(事前届出の手続き)	●										
応急復旧及び緊急措置に要する資機材の確認・準備・調達・あっせん	●				●	●	●	●	●	●	●
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
緊急通行(輸送)車両の確認					●						
飲料水の確保、供給(応急給水の実施)					●	●	●	●	●	●	●
建設課参集					●						
村内(河川、海岸、道路等)の巡視、道路、橋梁等の被害調査(速報)					●	●	●	●	●		
農業集落排水施設の巡回(委託業者への連絡)					●				●		
応急復旧協力事業者との連絡、担当者所在確認						●	●	●	●	●	●
応急対策従事職員数の把握						●					
建設課発注の工事現場の安全確認の指示						●					
庁舎内の安全確認						●	●				
班員の安全確保								●	●	●	●
冠水の恐れのある地下道を閉鎖								●	●	●	●
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
止水・排水対策の応援要請・実施									●	●	●
公用車の高台への退避									●		
集排停止時の住民周知									●		
配車、配船並びに輸送計画の作成(通行路線の決定)									●	●	●
交通規制実施のための警察との協議									●		●
(必要に応じて)応急復旧工事の実施										●	
舟艇の必要数確認										●	●
道路(村道)交通規制の実施、道路情報の提供										●	●
名管との情報共有											●

表 4.4 経済班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
食料給与への準備・確認					●						
米穀の原料調達					●						
警戒本部で情報整理						●	●				
応急対策従事職員数の把握						●					
PC持ち出し準備・2F執務室へ移動						●	●				
庁舎内の安全確認						●	●				
産業会館(商工会・土地改良区)への注意喚起						●					
食糧の給与							●		●		
対策本部で情報整理								●	●	●	●
班員の安全確保								●	●	●	●
排水機場の操作要請(確認)								●	●	●	●
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
り災証明書発行準備確認									●		
県への応急ポンプの貸与依頼準備									●		
排水機の動作状況確認											●

表 4.5 厚生班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
貯木場における木材、筏の混乱、流散の防止措置				●	●	●	●	●	●		
要配慮者・避難行動要支援者の安否確認(社会福祉施設、医療機関、在宅高齢者、在宅障害者、保育所園児等の状況把握、家庭訪問)、避難誘導、避難支援(地域住民、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設等との協力)					●	●	●	●	●	●	●
避難所の開錠、開設、運営					●	●	●	●	●	●	●
避難所開設の住民周知、県報告					●	●	●				
給水用資機材等の確保、調達					●						
飲料水の確保、供給(応急給水の実施)					●	●	●	●	●	●	●
応急対策従事職員数の把握						●					
庁舎内の安全確認						●	●				
緊急炊出し							●		●		
班員の安全確保								●	●	●	●
帰宅困難者に対する呼びかけ、滞在場所の提供								●	●	●	●
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
避難遅延者の対応準備									●	●	●
備蓄物資(毛布等)の供与									●	●	●
避難遅延者の対応									●	●	●

表 4.6 住民班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
警戒本部で情報整理						●	●				
応急対策従事職員数の把握						●					
庁舎内の安全確認						●	●				
課内の安全確認、端末の移動(用紙・台帳類)						●	●				
対策本部で情報整理								●	●	●	●
班員の安全確保								●	●	●	●
帰庁職員の把握									●		
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
被災者台帳の作成準備											●

表 4.7 教育班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
文教施設における避難所の開設、運営の協力					●	●	●	●	●	●	●
応急対策従事職員数の把握						●					
学園周囲の片づけ						●					
社教センター利用者への案内						●					
通学路の浸水箇所の確認						●					
下校の指示						●					
庁舎内の安全確認						●	●				
学校等における災害情報の把握						●					
学校等の休校園の判断及び保護者への連絡						●					
学校園の児童・生徒等の避難							●				
班員の安全確保								●	●	●	●
児童生徒等の安否確認								●			
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
校舎の点検・見回り											●

表 4.8 経理班の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
食料給与への準備・確認					●						
警戒本部で情報整理						●	●				
応急対策従事職員数の把握						●					
PC持ち出し準備・2F執務室へ移動						●	●				
庁舎内の安全確認						●	●				
産業会館(商工会・土地改良区)への注意喚起						●					
対策本部で情報整理								●	●	●	●
班員の安全確保								●	●	●	●
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
り災証明書発行準備確認									●		
県への応急ポンプの貸与依頼準備									●		
排水機の動作状況確認											●

表 4.9 避難所の非常時優先業務（事前行動）

業務名	業務開始目標時間と対応期間（非常時優先業務）										
	事前行動										
	120時間前(5日前)	96時間前(4日前)	72時間前(3日前)	48時間前(2日前)	24時間前	18時間前	12時間前	9時間前	6時間前	3時間前	1時間前
事前防災行動の項目、手順等の再確認		●									
応急対策従事職員数の把握						●					
庁舎内の安全確認						●	●				
各施設の対応の検討						●					
要支援者の対応の確認						●					
災害対策本部編成中の施設の現状確認						●					
移動手段(燃料)の確認						●					
班員の安全確保								●	●	●	●
災害対策活動に集中(通常業務の絞り込み)									●	●	●
ケガ人や病院への対応									●		
避難所に関する情報の把握											●

表 4.10 飛島村の風水害時の事前行動（村民の行動）

項目	活動内容	5日前 〽	4日前 〽	3日前 〽	2日前 〽	1日前 〽	発災直前
村民の行動	・ テレビ、ラジオ、ネットなどで気象情報（台風予報）を確認			●	●	●	●
	・ 自宅の保全（屋内収納、2階への移動、雨戸チェックなど）			●	●		
	・ 避難所、避難路の確認			●	●		
	・ 防災グッズの準備			●	●		
	・ 洪水に関する情報に注意					●	
	・ 避難行動要支援者の避難開始					●	
	・ 避難行動要支援者以外の村民は避難準備						
	・ 広域避難の開始					●	
	・ テレビ、ラジオ、ネットなどで風雨や河川の状況を確認					●	
	・ 断水や孤立に備えた飲食料等の確保					●	
	・ 災害発生が予想される異常現象（異常水位、河川堤防の異常、火災等）を発見した場合の通報（→村役場、消防、警察）					●	
	・ 村民が避難開始					●	
	・ 原則として全村民が避難開始					●	
	・ 広域避難の完了					●	●
	・ 概ね避難完了（一部は在宅避難）						●
・ 最終的な危険回避行動（逃げ遅れた場合は自宅2階や近隣の頑丈な建物に待避）						●	

注. 「○」は、夜間に災害が発生するおそれがある場合の対応（前倒しでの対応）。

注. 「発災直前」は、6時間前から発災までを示す。

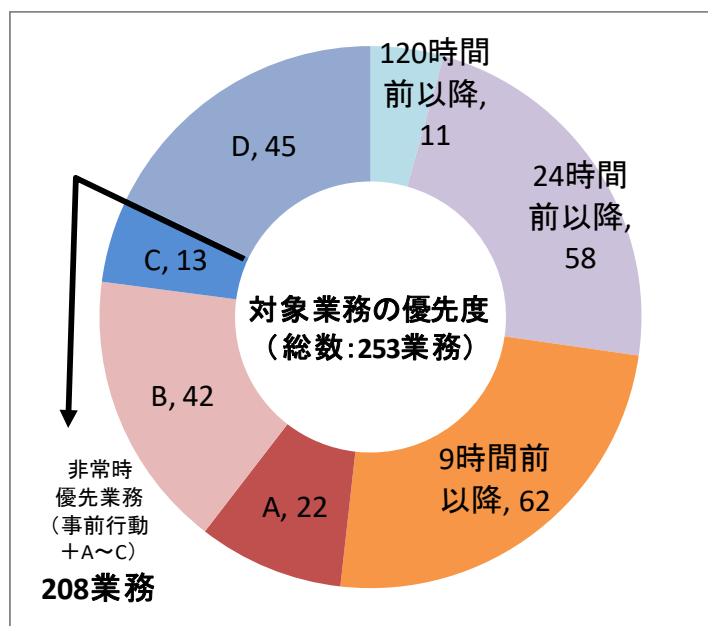
a) 優先度の評価

第1版で非常時優先業務とした206業務について、業務の開始時期等について見直した結果、発災後に想定していた88業務の内11業務を、事前行動に変更した。また、災害警戒本部に係る業務を2件事前行動に追記した。その結果、台風接近段階（事前行動）及び災害発生後7日目以内（A～C）の非常時優先業務は208業務となった。

なお、第1版では8日目以降開始業務と2週間以降開始業務を区分けしていたが、これを「8日目以降に開始」として一括した。

表 4.11 業務の評価

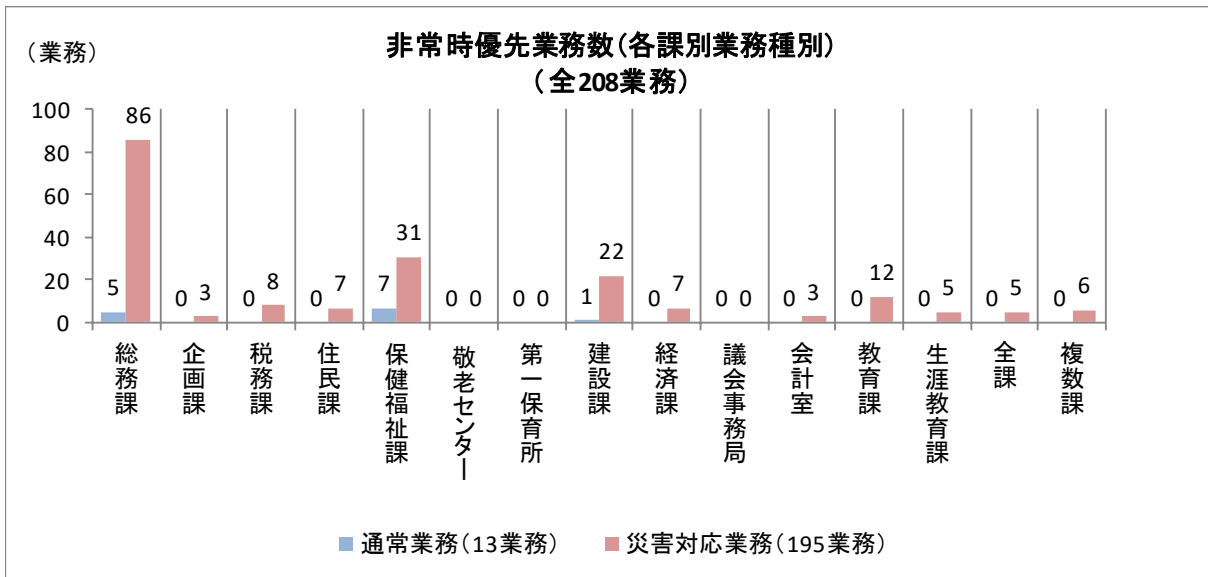
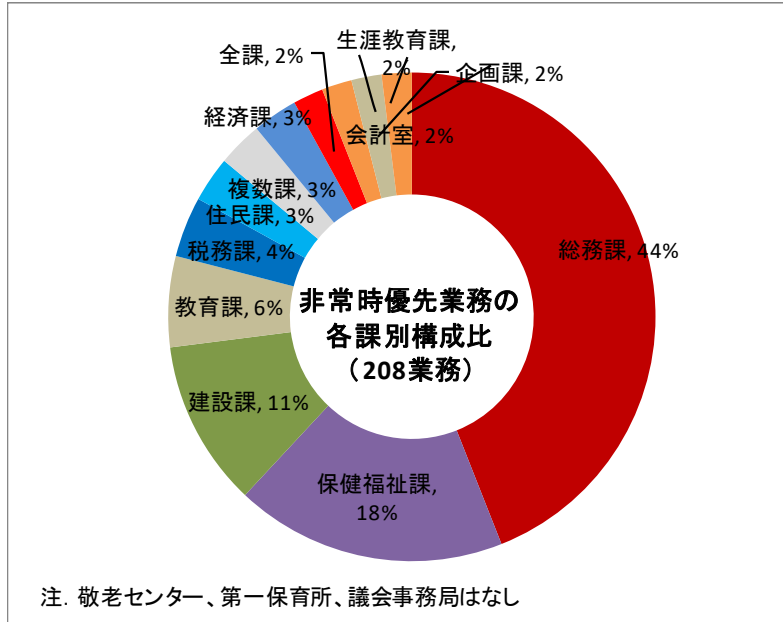
	業務の開始目標時期	BCP風水害編[第2版]
	村民の生命・生活及び財産、 または都市機能の維持への影響	
事前行動	120時間(5日)前以降	11
	24時間(1日)前以降	58
	9時間前以降	62
A 1日目(すぐに)開始	発災直後から1日目すぐに業務を開始しないと、重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	22
B 2日目から3日目以内に開始	遅くとも発災後2～3日目以内に業務を開始しないと、相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	42
C 4日目から7日目以内に開始	遅くとも発災後4～7日目以内に業務を開始しないと、相当の影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	13
D 8日目以降に開始	発災後1週間以上業務を開始しなくても(7日目以内に開始しなくても)、直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務	45
非常時優先業務(事前行動+A～C)		208
		82%
業務計		253
		100%



b) 部署別の選定結果

非常時優先業務 208 業務について、業務を実施する主な部署別にみると、総務課が 91 業務で最も多く、保健福祉課 38 業務、建設課 23 業務であり、3 課で 73% を占める。

業務種別では、災害対応業務が 195 業務と多く、各課別は全体の傾向と同様である。



注. 各課の選定方法…必要人員の記載がある業務の課 (複数課がある場合に主体的に業務を行うと想定される課)。避難所班は班員が複数課から選定されるため「複数課」とした。

注. 業務種別の区分…災害対応業務と同内容に区分した通常業務は災害対応業務で換算

図 4.3 非常時優先業務の部署別内訳

表 4.12 飛島村における大規模水災害に関するタイムライン(事前防災行動計画)(案)

飛島村における大規模水災害に関するタイムライン(事前防災行動計画)(案)

時間(目安)	大規模水災害発生に至る事象			警報等の発表(気象庁、国土交通省、愛知県)	全体的な行動の流れ	飛島村の行動			避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動	
	台風	集中豪雨	水害			情報	組織、体制	交通、社会基盤				
-120時間 (5日前)	発生			○台風予報、週間予報(気象庁)	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	気象情報の収集	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-96時間 (4日前)					気象情報等の収集及び関係機関との情報共有	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-72時間 (3日前)	上陸の可能性	前線停滞		○台風に関する記者会見(気象庁)	村内施設等の点検、予備所設置・運営	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-48時間 (2日前)					村内施設等の点検、予備所設置・運営	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-24時間 (1日前)	上陸可能性大	低気圧発生		○台風に関する記者会見(気象庁) ○木曾川水防警報(待機)(国土交通大臣) ○日光川水防警報(待機)(県知事)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-18時間				○気象注意報(大雨注意報、洪水注意報)(名古屋地方気象台) ○木曾川はん濫注意情報(洪水注意報)(中部地方整備局+名古屋地方気象台) ○日光川はん濫注意情報(洪水注意報)(愛知県+名古屋地方気象台)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-12時間 (潮位の上昇)				○気象注意報(高潮注意報、波浪警報)(名古屋地方気象台) ○気象警報(暴風警報、大雨警報、洪水警報)(名古屋地方気象台)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-9時間		(風雨・波浪強まる)		○気象警報(高潮警報)(名古屋地方気象台) ○木曾川はん濫警報(洪水警報)(中部地方整備局+名古屋地方気象台) ○日光川はん濫警報(洪水警報)(愛知県+名古屋地方気象台)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-6時間				○気象警報(高潮警報)(名古屋地方気象台) ○木曾川はん濫危険情報(洪水警報)(中部地方整備局+名古屋地方気象台) ○日光川はん濫危険情報(洪水警報)(愛知県+名古屋地方気象台)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
	上陸接近	低気圧接近 前線活発化		○特別警報(大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報)(気象庁)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-3時間					避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
		(一部の地域で浸水発生)			避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
-1時間					避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
		(大規模水害発生)		○木曾川はん濫発生情報(洪水警報) ○日光川はん濫発生情報(洪水警報)	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
±0時間	上陸x10最接近	低気圧最接近			避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
+24時間	通過	低気圧通過 前線移動		○気象警報の解除	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
+48時間					避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動
+72時間				○洪水警報、水防警報の解除	避難呼びかけ、誘導、被害情報の収集	事前防災行動の収集及び関係機関との情報共有	情報	組織、体制	交通、社会基盤	避難	村民の行動	国土交通省・愛知県の行動

□「職員行動マニュアル」に即した活動

5. 事前対策の検討

5.1. 業務継続のための必要資源

(1) 非常時優先業務の遂行に必要な職員の人員

台風上陸前の事前行動においては、昼間の最大人員を見込むと基本的に充足する。ただし、台風上陸9時間前には第2非常配備の参集職員数37人に対して必要人数35人であり、余力が少ない。また、選定した非常時優先業務の必要人員は、事前の対策として参集職員数で対応可能な業務を統合し、絞り込んだ業務を基本としているため、効率的な業務統合や人員配分が出来なかった場合、必要人員が多くなり、参集職員数だけでは不足する可能性がある。したがって、職員参集は早めに行う運用とする。

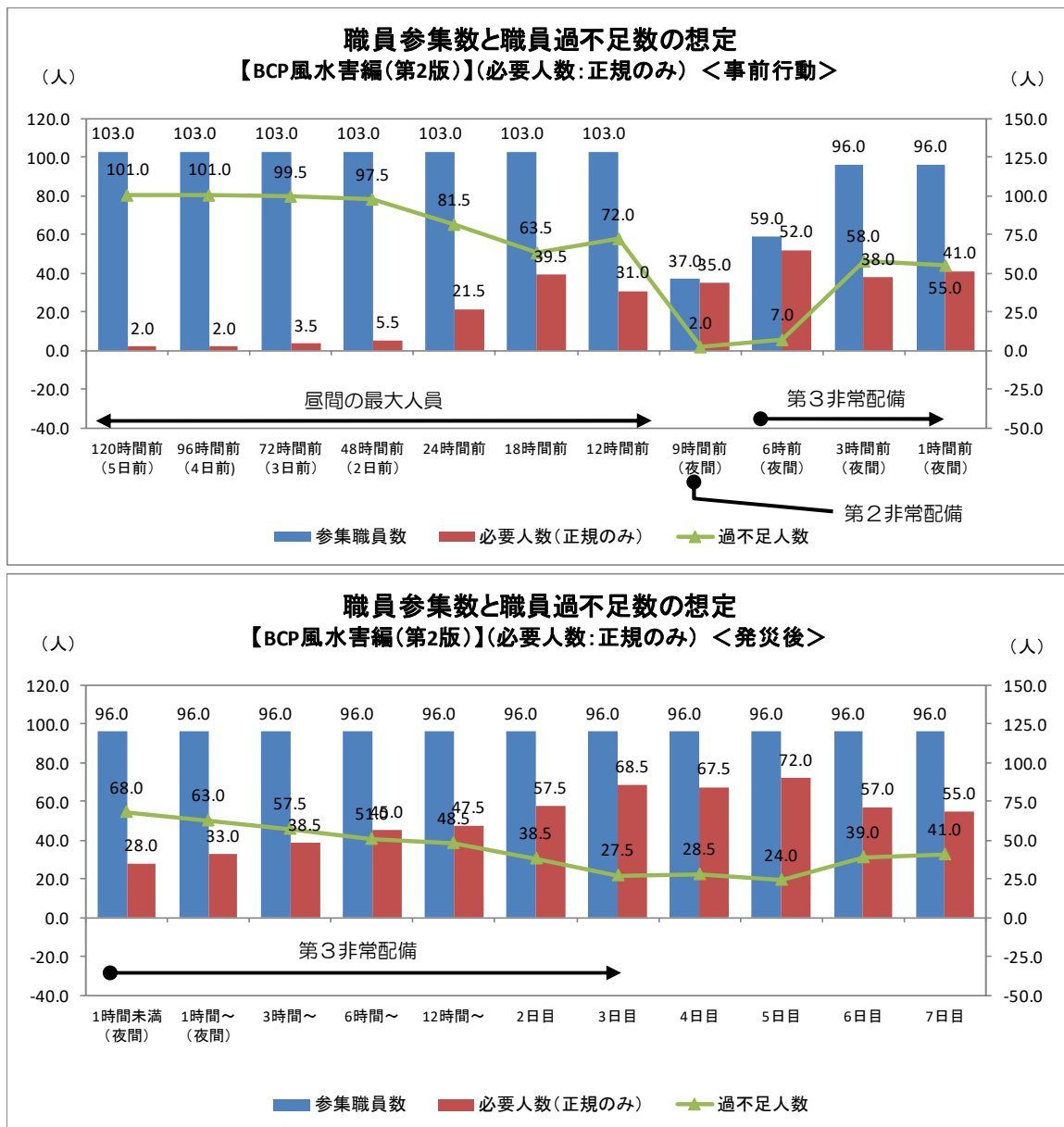


図 5.1.1 風水害時における飛島村役場参集職員の需給(休日・夜間)
[必要人員を絞り込んだ場合]

(2) 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源

本村庁舎の非常用発電機は、浸水時にも使用可能な駐車場屋上(高所)に設置しているが、燃料備蓄を充実する必要がある。災害対策本部の移設先である公民館分館、中央公民館には災害発生後数日間の電力供給が可能か検証が必要である。

職員専用の飲料水は500リットル、食料は3日分、トイレは仮設トイレが5基、簡易トイレが200個備蓄されているが、これらについては、今後備蓄量を1週間分に増強していく。また、仮眠用の段ボールベッドの備蓄などが必要である。業務の遂行に必要な物的資源として、通信機器、移動手段、PCなどの確保の重要性が高い。

5.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題）

(1) 風水害が必要資源の確保に与える影響

浸水により、非常時優先業務の遂行に必要な人的資源や物的資源を迅速に確保できない恐れがある。

人的資源の確保への影響については、高潮による浸水が想定されることから、台風上陸後に「移動が困難」になることが想定される。そのため、浸水時には救助作業は困難になることが想定されることから、自衛隊や警察、消防、消防団とのより緊密な連携が必要であるが、それらとの連絡や協議が可能な人材が不足すると想定される。

物的資源の確保への影響については、人的資源の確保と同様に、浸水により移動に影響が生じることから、船などの移動手段が不足する事態が想定される。

表 5.2.1 風水害が必要資源の確保に与える影響

	影響	主な内容
人的資源 の確保	移動・輸送関係	・職員の移動が困難なことによる人員配置の調整困難 (避難所、被災現場等)
	連携・協力関係	・自衛隊・警察・消防・消防団等との調整・連携を担う 人材の不足 ・協定市村等へ応援要請を行う人材の不足 ・受援体制の調整を行う人材の不足 ・河川海岸管理者との調整ができる人材の不足 ・民間の作業委託先の確保困難
	情報通信関係	・無線、電話、防災ほっとメール等の情報連絡手段が使 える人材の不足
物的資源 の確保	移動・輸送関係	・船や車両、ヘリコプターなどの移動手段の確保が困難 ・火葬受入先への遺体搬入が困難 ・遠隔地からの燃料輸送を行う手段の不足 ・食料や水の調達困難
	連携・協力関係	・情報通信機器の不足 ・PC等情報処理機器の不足 ・電力の不足
	その他資機材関係	・排水ポンプ機材の確保が困難

(2) 必要資源確保の課題

風水害時に非常時優先業務を継続するために必要な資源を確保するには、下表の課題が想定される。

表 5.2.2 風水害時の非常時優先業務の実施に必要な資源確保の課題

	必要資源の現況	必要資源確保の課題
人的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の遂行に必要な正規職員数は不足に近づく可能性 ・発災後は浸水の影響で職員の参集先に偏りが生じる ・非常時優先業務を実施する災害対策本部の担当班の所属課が、総務課、保健福祉課、建設課で約7割を占め、偏りがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化や職員配分が出来ていない場合は、非常時優先業務の遂行に必要な人員が不足する可能性があり、必要人員の確保策が必要 ・浸水時の参集先の検討や、参集後の移動手順の検討が必要 ・非常時優先業務の担当班（課）の見直しや他班からの支援、他自治体からの応援が必要
物的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器は多くの業務で確保の重要性が高い ・通信機器は多くの業務で確保の重要性が高い ・浸水時の移動手段確保の重要性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性の高い OA 機器や通信機器を稼働させる非常用電源の確保や、機器破損の危険性回避が必要 ・非常用電源の対象外の設備の場合、電力が不足 ・浸水時の移動手段が必要 ・災害応急対策実施に必要な資源の備蓄状況の把握や、補充が必要

5.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討

(1) 必要人員の確保

必要資源確保の課題のとおり、現状の職員数で非常時優先業務を遂行するには人員が不足する時期が生じる可能性がある。人員不足時の対策として、BCP 津波編 [第 2 版] において下表の事前対策を提案しているが、本計画においても同様である。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理するとともに、その他の事前対策についても示した。

表 5.3.1 必要人員確保の対策 (BCP 津波編 [第 2 版])

対策		対策内容
職員の確保	職員OBの臨時採用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に村職員OBを臨時採用 ・事前に臨時採用可能な職員の絞り込みと対応可能業務を選定
	他自治体からの応援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の相互応援協定自治体の拡大 ・協定においては、派遣職員の職種や人員数を明確化 ・受援計画の検討
	民間事業者の活用の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に民間事業者に依頼が可能な業務について、予め応援協定を締結 ・締結の拡大と、災害時の派遣人数の確認など定期的な連携を図る ・協定締結事業者に対するBCP策定促進
	ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後のボランティアによる支援項目を検討 ・総合防災訓練の機会などを活用しボランティア受入体制の確立を図る
参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み		<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の必要職員数の低減と、優先度の低い業務の開始時間を遅らせる検討により、参集職員数で実施可能な必要人員を絞り込み
非常時優先業務の担当班(課)の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の情報収集体制の再検討 ・初動期の総務班の繁忙状況の軽減策の検討
住民参画の醸成(住民による支援の啓発促進)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難訓練継続による早期避難意識の醸成 ・住民避難に関するワークショップや避難所の運営訓練実施による住民参画の醸成及び職員負担の軽減
訓練による必要職員数の精査		<ul style="list-style-type: none"> ・職員初動の実動訓練実施による必要職員数の精査
マニュアル作成やルールの明文化・周知		<ul style="list-style-type: none"> ・各班における詳細な対応事項の検討促進 ・事前の対応事項のルール化

資料：「飛島村業務継続計画(津波災害編)[第2版]」(飛島村、H28.3) をもとに作成

a) BCP 津波編 [第 2 版] の事前対策適用への課題

BCP 津波編 [第 2 版] で示された課題について、本村の現状や訓練結果等を踏まえ、事前対策の適用上の課題を示した。

(ア) 職員 OB の臨時採用の具体化

職員 OB の臨時採用の具体化は継続検討する。個人情報に留意したうえで、近年の定年退職者のリストを作成し、大規模災害時の招集について対応可能かどうか事前に確認をとり、対応可能な OB 職員数を把握する。リストに掲載する OB 職員は、例えば年齢が 70 歳程度までの職員とした場合は、おおむね 10 年前の平成 17 (2005) 年以降の退職者が対象となる。リストは少なくとも毎年更新することが望ましい。なお、居住地が村内と村外の職員に分け、村内居住職員を優先的に採用することが望ましい。

また、非常時優先業務のうち、正規職員が対応する業務のなかで、OB 職員による対応も可能な業務を事前に選定する。さらに、必要に応じて災害時の臨時職員雇用の条例の制定などについても検討する。

(イ) 他自治体からの応援、疎開先自治体との協定や支援の取り決め

災害時応援協定の締結自治体は、15 自治体 (9 市 5 町 1 村 : 、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、豊根村、鹿児島県南種子町) と締結しているが、具体的な支援事項についての協議は進んでいない。

本村の周辺自治体とは、「海部地域防災行政研究会」、「近隣市村防災担当者連絡会」、「西尾張市町村災害対応連絡協議会」を結成し、年に数回の会合を実施している。本枠組みを活用し、職員の派遣、備蓄品の供給、疎開者の受入先・期間、疎開先避難所への人員提供など、具体的な取り決めを行うことが必要である。

また、東日本大震災や熊本地震においても、発災後の混乱で他自治体の応援を受入れた際にどのような業務を応援職員に依頼するか決めておらず、人材を活用しきれなかった問題も指摘されている。内閣府においても市町村における受援計画策定のガイドライン作りが進められており、受入職員に依頼する業務内容を予め定める受援計画の検討が必要である。

表 5.3.2 防災に関する周辺自治体との研究会など

名称	構成自治体
海部地域防災行政研究会	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
近隣市村防災担当者連絡会	稲沢市、清須市、愛西市、あま市、飛島村
西尾張市町村災害対応連絡協議会	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

(ウ) 民間事業者の活用の調整 (国や県との事前調整)

建物や宅地の応急危険度判定や、住宅等の障害物除去など、専門的な技能や技術が必要な業務については、予め愛知県公共嘱託登記士土地家屋調査士会や、一般財団法人中部電気保安協会など民間事業者との間で応援協定が締結されている。これらの事業者は国や県とも同様に締結していると考えられ、災害時に村へ優先的な対応が可能か、国や県と事前に調整を図る必要がある。これら民間事業者との調整方針や調整結果を受援計画に位置付け、情報を共

有することが重要である。

また、村内の協定の締結事業者に対して、事業継続計画の策定を促すなどして、災害時に確実な応援ができるような取り組みが必要である。

(エ) ボランティアの活用体制の整備

飛島村ボランティア支援本部の開設、活動等に関し、村と社会福祉法人飛島村社会福祉協議会は協定を結んでおり、災害時には同社会福祉協議会と協力してボランティアの募集及び派遣を行うこととなっている。

毎年行われている飛島村総合防災訓練などの機会を活用し、ボランティア支援本部の開設及び収集の訓練も合わせて行うなどして、災害時のボランティア活用体制を整備する。

(オ) 参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み

参集職員数で実施可能な必要人員に絞り込んだ業務を前提に見直しを行っており、参集可能人数による対応可能性について精査する必要がある。例えば、現在行われている実働・実技訓練である総合防災訓練の対応人数を想定参集数に絞って実施し、円滑な対応が可能であるか確認することが考えられる。

(カ) 非常時優先業務の担当班（課）の見直し

非常時優先業務は、総務課、保健福祉課、建設課に大きく偏っている。BCP 訓練においても、台風接近段階、避難勧告等発令段階、水害発生段階の各段階で総務課の対応事項は集中する状況にあった。ほかにも避難所の開設や運営を行う避難所要員は職員数に対して多いとの指摘や、保健師等が医療救護所で救護活動ができないとの指摘があり、村の救護所設置にあたっては、村内医療機関の医療従事者による対応が求められる。

また、BCP 津波編 [第 2 版] 時の課題として、本部員会議における情報共有方法があるが、風水害時にも同様の問題は生じるとみられる。災害対策本部を本庁舎 2 階に新たに整備したことを契機にして、情報整理職員を本部員会議付きとしたり、総務班と合同開催にしたりするなどの事務の見直しを今後進める必要がある。

前述の必要職員数の精査などにより、非常時優先業務の必要職員数の精査を行ったうえで、担当課（班）の見直しを行い、担当課（班）の偏りを是正する必要がある。特に初動期の総務班の繁忙状況の軽減については、例えば、発災当初は総務班に組み込み、業務が落ち着いたのちに通常業務に戻る班を新たに位置づけるなどの対応が求められる。

また、見直した結果について、災害時職員行動マニュアルとの調整が必要である。

(キ) 住民参画の醸成（住民による支援の啓発促進）

これまで示した事前対策により必要職員数を確保したとしても、正規職員の必要人数を確保したに過ぎない。

大規模災害が発生した際に全ての非常時優先業務を円滑に進めるためには、わずか 100 人弱の村職員だけではなく、住民参画の促進により、職員対応業務の分担（削減）が不可欠である。BCP 訓練においても、非常時優先業務を職員だけで対応するには不安であるとの指摘がみられた。

避難時の誘導や、避難先の運営など、対応すべきエリアが各所に分散し、多くの職員対応が求められる非常時優先業務については、予め周辺住民に対応を依頼することが考えられる。

特に浸水時の避難誘導は、誘導者にも危険が伴うものであり、迅速な住民の自主的な避難が欠かせない。

そのため、現在も村で実施している避難所への避難訓練を継続的に進め、住民の早期避難に対する意識を持たせ続けることが重要である。

また、住民が自宅の備蓄品を持参して避難先まで避難し、備蓄物や避難経路などを確認するワークショップを開催するなどして住民備蓄を促し支援物資が必要な住民を削減したり、避難所の運営訓練を住民と行うなどして避難所運営の職員の人員を削減したりすることで、関連業務の対応人数を減らすといった取り組みも考えられる。

(ク) 訓練による必要職員数の精査

必要職員数は、BCP 地震編で「参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み」を行った後の必要人員をベースとしている点に留意が必要である。つまり、BCP 地震編の必要職員数で非常時優先業務が対応できていることが前提となっている。

このため、今後、BCP 津波編もしくは地震編、風水害編をもとにして、職員の初動訓練を実施し、非常時優先業務と参集職員及び必要職員数の精査を行うことで、必要職員数の精度を高める必要がある。

(ケ) 事前の訓練や教育の実施、事前の確認や取り決め検討

訓練の結果、避難所の立ち上げや運営に関する実働訓練の必要性が課題として挙げられた。また、災害対策班の役割やマニュアル等の語句の確認の必要性が課題として挙げられたことから、各災害対応班（各課）において研修会や勉強会を個別に開催し、理解を深める必要がある。さらに、公用車の管理方法が不明であったり、安否確認メールが双方向で連絡が取れないことがわかったりするなど、災害時の対応手段の再確認・再検討が必要である。

訓練を実施して終わりではなく、訓練後に明らかになった改善点を PDCA サイクルにより着実に改善する必要がある。

また、訓練では、各段階における具体的な対応が不明な点が多く検討されたことから、訓練でとりあげられた下表の事項をはじめ、事前の確認や取り決めが必要である。特に、「地下道のゲート閉鎖の判断」、「情報機器の浸水箇所からの移動」、「集排停止時の広報車以外の住民周知方法」については、風水害時の対応として着実な実施が必要である。

表 5.3.3 訓練結果を踏まえた事前の訓練や教育実施、取り決めの検討例

項目	対策例
事前の訓練や教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）等の事前作成 ・実働訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の立ち上げ（解錠含む）訓練 ・避難所運営訓練（職員の訓練、育成） ・発災後1日目または2日目からを想定した訓練の実施 ・災害対策班における事前確認（研修会、勉強会の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・自班及び他班の役割理解、連携のあり方、業務の繁忙に応じた対応を事前に確認 ・行動マニュアルの語句等の確認 ・対応手段の再確認・再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信方法 ・公用車の管理方法

項目	対策例
	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認メールの双方向連絡方法の確認 ・訓練実施後の改善の徹底
事前の確認や取決めの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・住民（避難所管理者）への連絡方法 ・土地改良区との連携 ・児童の下校判断 ・要支援者リストの確認（所在、管理者、更新状況） ・道路上の車の中にいる人に情報を伝える手段 ・火葬場に通夜が入っているときの対応 ・通行止めを行う方法 ・学校を「教育の場」から避難所に切り替えるタイミング ・地区の協力体制づくり ・係の職務連携方法 ・応急復旧工事の復旧計画案の作成 ・端末が非使用時の対応（戸籍、住基の確認方法や火葬許可証の発行） ・被災者台帳作成時の被災者情報の収集方法 ・学園の先生方、学童との連絡体制ルール ・避難遅延者の情報収集 ◆風水害浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地下道のゲート閉鎖の判断 ・情報機器の浸水箇所からの移動 ・集排停止時の広報車以外の住民周知方法

ｂ）浸水に係る人的資源確保の事前対策

（ア）国や県、自衛隊などへ円滑に依頼が可能な環境の整備

浸水が発生すると、止水・排水対策、漂流物の除去、孤立者の救助、入院患者等の疎開先への移送など、自衛隊をはじめ国や県からの支援が不可欠な事項が多く発生する。

一方で、本村は伊勢湾台風時にも排水対策が比較的遅れるなど、対応が劣化する可能性がある。本村の担当者と自衛隊や国、県の関係者が平時から顔を合わせる機会を設けるなどして、災害時に円滑な依頼が可能な環境を整備する必要がある。

（２）物的資源の確保

物的資源の確保においても、基本的にBCP津波編〔第2版〕で示された下表の事前対策が必要である。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理するとともに、BCP風水害編において特に必要な事前対策について示した。

表 5.3.4 物的資源確保の対策（BCP津波編〔第2版〕）

対策	対策内容
資源使用ルールの具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に非常用電源を使用できるOA機器の区分と周知徹底 ・医療救護所など本庁舎以外の災害時対策拠点への必要備蓄品の移動
災害時必要書類の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ベースのデータや書類交付の事前準備
職員の長期従事環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の職員用の備蓄品の整備 ・職員勤務体制のローテーションの事前検討 ・災害時の精神衛生対策の確保
計画的な設備投資による不足資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・必要資源の設備投資（移動型通信機器、自動解錠システム、ドローン、村内のカメラ設置など） ・準備されていない資源（資機材等）を順次確保

資料：「飛島村業務継続計画（津波災害編）〔第2版〕」（飛島村、H28.3）をもとに作成

a) BCP 津波編 [第 2 版] の事前対策適用への課題

BCP 津波編 [第 2 版] で示された課題について、本村の現状や訓練結果等を踏まえ、事前対策の適用上の課題を示した。

(ア) 資源使用ルールの具体化

災害時に必要な資源のうち、非常用電源については、設備投資と併せてルール化を図ることが必要である。

現行の非常用電源で確保される電気量から、供給可能な OA 機器数を算定し、非常時優先業務の多い部署などから非常時に供給する OA 機器を予め割り振ることが考えられる。次に、非常時優先業務を遂行するために必要な OA 機器数から必要電力量を算定し、不足する非常電源量を算出し、その導入計画を立案することが考えられる。

なお、本庁舎の非常用電源は現在据え置き型とポータブル型があり、据え置き型については、約 72 時間分の燃料備蓄があり、駐車場屋上（高所）に設置しているため、浸水時でも使用可能である。一方で、ポータブル型については、備蓄カートリッジを全て非常用電源に使用する場合に 13 台で約 38 時間しか使用できないことから、備蓄カートリッジの増強が必要である。あわせて、ポータブル電源以外のガスカートリッジの増強が必要である。

さらに、本庁舎だけではなく、災害対策本部の代替施設である公民館分館、中央公民館における非常用電源の充足についても再確認が必要である。

(イ) 災害時必要書類の事前準備

地域防災計画等に定める必要書類について、事前に最低限の必要数を打出したうえで、浸水の影響がないように対処（防水ケースに保管、浸水の影響のない標高の場所に保管など）をしておく必要がある。

また、BCP 訓練の結果からは、各課において非常時の重要書類の特定を事前に行うことや、災害対策班で進める情報の整理に必要な資機材を予め準備しておく必要があるといった指摘があった。これらの準備についても、年次別実施計画の項目としてとりあげる必要がある。

(ウ) 職員の長期従事環境の整備

災害発生後は、職員は庁舎において寝泊りをせざるを得ない状況になる可能性が高い。浸水時にはさらに長期間、庁舎などで従事する可能性がある。

災害時の職員用の食料及び飲料水、携帯用トイレ、簡易ベッドや毛布の備蓄を進める必要がある。併せて、職員自身が必要な食料や飲料水を参集先に備蓄するようなチェック体制の構築が求められる。

また、物的資源の環境確保とあわせて、職員や避難者の健康管理や職員勤務体制のローテーションを事前に検討することが必要である。

災害時の精神衛生対策は、これまで経験したことのない大地震及び津波浸水の発生とその業務対応により、職員の精神的負荷が増大し、業務に従事できなくなる可能性がある。平常時から、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害に従事した職員の体験談を聴くなど、災害時の業務状態や対応の心構えを想定するなどして備えることが重要である。

また、精神衛生対策の要員について、国や県、他市町村からの応援職員の依頼を想定するなど、災害時の職員のカウンセリング体制の検討も必要である。

さらに、災害初動期においては、職員の一時帰宅が認められないこともあることから、職員の精神的負担を軽減するには、職員の家族に対する支援を予め想定することも必要である。

(エ) 計画的な設備投資による不足資源の確保

非常用電源の燃料備蓄や、職員用備蓄品など、装備の準備や充実がなされていない資機材等の資源は、BCP 地震編及び津波編、風水害編で把握したものについて精査してリスト化し、村の財政状況を勘案したうえで、順次確保する必要がある。

特に、訓練時に風水害時に必要なハード対策として挙げられた地下道閉鎖時のゲート固定については早急な対策が求められる。

б) 浸水に係る物的資源確保の事前対策

(ア) 浸水の影響がない高さへの備蓄品等の移動

浸水時には、本村は最大で2m以上3m未満の浸水に見舞われる。非常用電源は、浸水時にも使用可能な駐車場屋上（高所）に設置しているが、その他の備蓄品についても、現在の備蓄箇所の標高と想定浸水深を勘案し、必要に応じて想定浸水深以上の高さに移動する。

また、事前に移動しておくことが困難な書類等を運搬するために、運搬用コンテナを備えておくことも必要である。

(イ) 備蓄品の分散化

職員用備蓄品は飛島村役場の防災倉庫に多く配置されている。備蓄ボートによる運搬を想定しているとはいえ、湛水した状況では備蓄物資の移動は容易ではないことが想定されることから、各参集先に分散化する必要がある。

また、浸水時の移動に不可欠な移動用ボートは、公民館分館に5台、大宝一時避難所、北拠点避難所、新政成一時避難所に各3台、三福一時避難所、南拠点避難所に各2台、防災倉庫、中央公民館、総合体育館、飛島学園、第一保育所、産業会館、敬老センター、分団車庫（7分団）に各1台、分散配備されている。ただし、予備機確保の意味からも、避難所となる施設には、複数台を配備しておくことが望ましく、今後とも拡充を図っていく。

5.4. 業務継続マネジメント

(1) 業務継続マネジメントの必要性

本計画は、策定時点において、非常時優先業務を業務開始目標時間内に確実に起動するための「対策」を記載しているものであり、業務継続力の向上のためには、図 5.4.1 のような PDCA サイクルで業務継続計画を推進（対策を実施）していくことが必要である。

こうした平常時の取り組みを業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）と呼び、発災時に業務継続計画に沿った活動を実施するための準備として必要である。

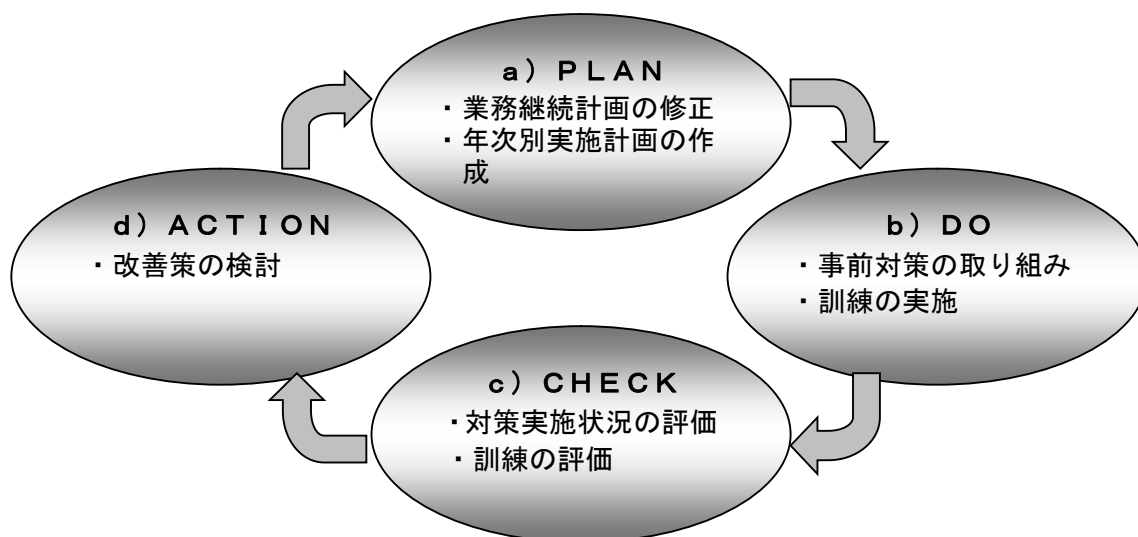


図 5.4.1 PDCA サイクルのイメージ

(2) 計画策定後（平常時）の実施事項

BCM の PDCA 別の実施事項を以下に示す。また、これら BCM のサイクルの例を図 5.4.2. のとおり示した。

a) PLAN：年次別実施計画の作成

「5.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討」に記した事前対策を実施していくための年次別実施計画を作成する。年次別実施計画では、今後何年間で、業務継続計画における非常時優先業務を業務開始目標時間内に立ち上げられるようにするかを決め、その達成に向けて必要資源ごとの主な対策について、各年次に取り組む内容を具体化する。

例えば、電源確保についての対策が必要な場合、1年目には各課の非常時優先業務を前提にした最低限必要な電気量の調査、2年目にはその電気量を確保するための対策（例：自家発電機の導入等）の立案、3年目にその対策の実施といった考え方である。

なお、業務継続計画（BCP）の修正を行った場合には、年次別実施計画についても見直す必要がある。

年次別実施計画の対応項目（事前対策の対応項目）の例を表 5.4.1. に示す。

表 5.4.1 事前対策の対応項目（年次別実施計画の対応項目）[BCP 風水害編]（例）

	事前対策の項目	対応項目（例）
必要 人員 の 確保	職員 OB の臨時採用の具体化	近年の定年退職者をリスト化
		大規模災害時の招集協力の確認
		リストの更新
		OB 対応可能な非常時優先業務の抽出
	災害時応援協定の協定内容の具体化	定期会合の開催内容検討
		定期会合の開催
		協議結果の具体化
		受援計画の策定
	民間事業者の活用の調整	民間との応援協定のリスト化
		民間との応援協定の国や県との重複状況の確認
		国や県との調整
		村内の協定締結業者の抽出 村内の協定締結業者の事業継続計画の策定促進
	ボランティアの活用体制の整備	ボランティア支援体制の防災訓練における実施方法の検討
		社会福祉法人飛鳥村社会福祉協議会との実施調整
		防災訓練結果をもとにボランティア活用体制の課題確認
	参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み結果の精査	地域防災計画及び災害時職員行動マニュアルとの調整や反映
	訓練による必要職員数の精査	職員の初動訓練計画の策定
		職員初動訓練の実施
		訓練結果からみた必要職員数の精査
非常時優先業務の担当班（課）の見直し	非常時優先業務の必要職員数の精査	
	担当課（班）の見直し	
	初動期に総務班への組み込む班を検討	
	本部員会議と総務班の体制検討	
	見直し結果を災害時職員行動マニュアルに反映	
国や県、自衛隊などへ円滑に依頼が可能な環境の整備	本村の担当者と自衛隊や国、県の関係者が平時から顔を合わせる機会の設定など	
住民参画の醸成	住民参画が可能な非常時優先業務の抽出	
	住民参画が可能な非常時優先業務に関する住民参加方法の検討	
	上記住民参加の実施	
事前の訓練や教育の実施、事前の確認や取り決め検討	実働訓練の実施、災害対策班における事前確認（研修会、勉強会の実施）、事前の確認や取り決めにより災害時の業務量を削減	
物的 資源 の 確保	資源使用ルールの具体化	現行の非常用電源の供給電力量から使用可能な OA 機器数を算定
		OA 機器の割振り
		必要電力量の算定と追加が必要な非常用電源量の算定
	災害時必要書類の事前準備	地域防災計画等に定める書類の打出し
		打出し書類を浸水しない箇所に適切な方法で保管
	職員の長期従事環境の整備	災害時の職員用食料及び飲料水、携帯用トイレ等の備蓄
		職員自身の備蓄のチェック体制の整備
		災害時の職員のカウンセリング体制の検討
	計画的な設備投資による不足資源の確保	災害応急対策に必要なが、準備がなされていない資機材等の資源のリスト化
		上記資源の確保計画の策定
	浸水の影響がない高さへの備蓄品等の移動	現行備蓄品の保存箇所と想定浸水深の確認
		浸水の影響のある備蓄品の移動先の検討及び移動
備蓄品の分散化	備蓄品の分散先の検討	
	備蓄品の分散	

b) DO : 対策の実施

(ア) 事前対策の取り組み

年次別実施計画に基づいて、各部課等は自らが所管する非常時優先業務の課題（業務開始目標時間を確保するための現状の課題）を解消するための対策内容を具体化し、それを順次実施する。

なお、対策の実施にあたっては、各部課等が所管する非常時優先業務について、その時間的な優先性（A、B、Cランク；表 4.1.11 参照）を確認し、さらに他業務の実施に対するボトルネックになる可能性がある業務を優先することとする。

(イ) 訓練の実施

各部課等が参加する形で、業務継続（非常時優先業務の立上げ）の訓練を毎年行う。

訓練は、可能な限り実際の被災時の状況（ライフラインの途絶、職員の参集困難等）を前提として実施し、シナリオを事前に参加者に知らせず時々刻々と災害状況を付与する図上型訓練（対応型訓練）や、最小限の情報から訓練参加者自身が対応を予想する図上型訓練（討論型訓練）を行い、非常時優先業務の見直しや、不足する事前対策の改善点の検討を行う。

訓練の実施にあたっては総務部総務課が事務局を務める。

図上型訓練の実施結果から、台風接近段階では対応可能な業務があまりみられない災害対応班があったり、水害発生後についても発生直後には対応事項が少ない災害対応班があったりするなど、訓練の検討状況に差が生じるなど、訓練には課題もみられた。

両訓練は今後も繰り返し、訓練結果をふまえて訓練方法を改善し、より実効性の高い訓練を行う必要がある。

c) CHECK : 対策実施状況の評価

各部の対策の実施状況を、総務部総務課が集約し、非常時優先業務の業務開始目標時間内での実施可能性が、どの程度改善しているかチェックする。とくに庁内全体でのボトルネックの解消状況に留意して、実施上問題のない非常時優先業務の増加状況を確認する。

また、訓練結果を踏まえて、非常時優先業務の追加や削除、業務開始目標時間の見直しを行う。

d) ACTION : 業務継続計画の修正

c) の評価によって新たな対策が必要となった場合は、完了対策の廃止、未完了対策の改善や促進、新たに必要な対策の検討などの改善策を検討する。

また、所掌事務や各種計画の見直し等によって非常時優先業務の加除などがあつたりした場合には、各業務の所管部課等と総務部総務課が協議し、業務継続計画を修正する。

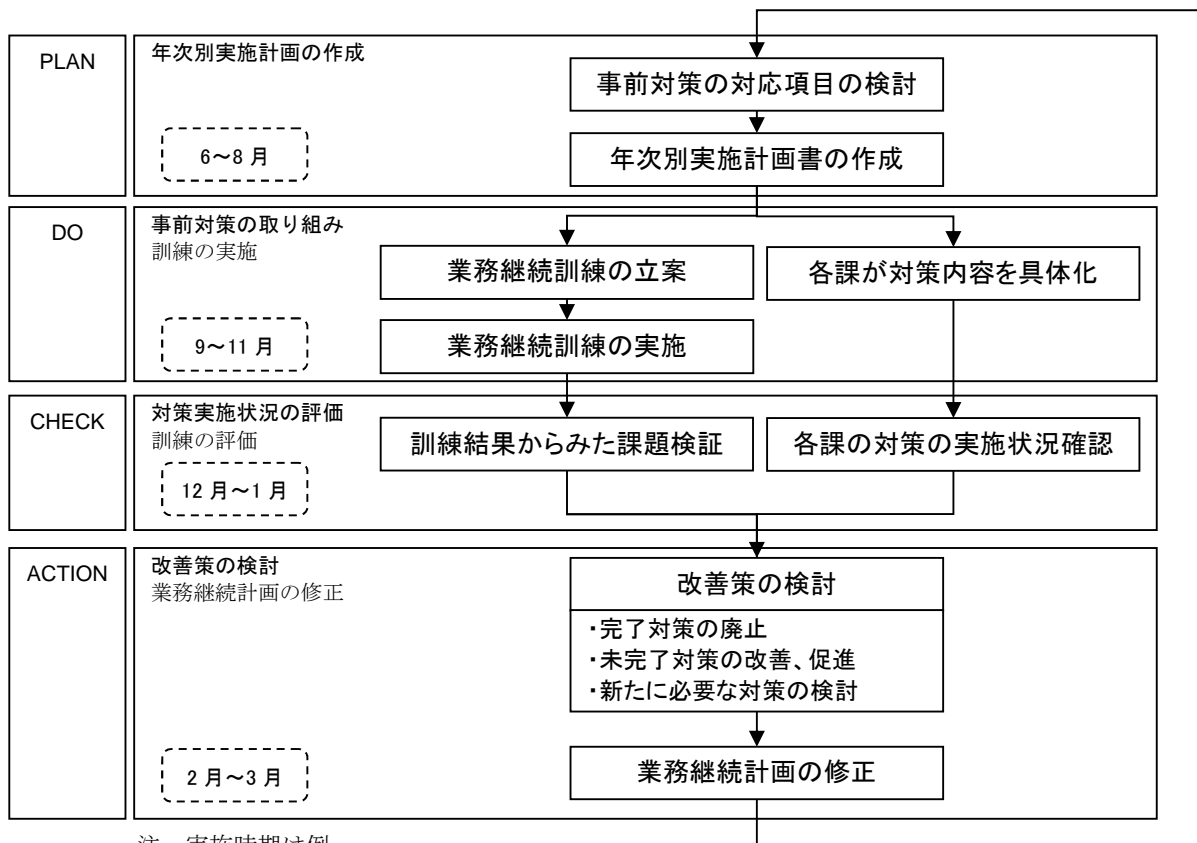


図 5.4.2 BCM のサイクル (例)

(3) 業務継続マネジメントの推進体制

業務継続計画は以下の体制で今後推進していく。

a) 総務部総務課

業務継続マネジメントを主管し、上記のPDCAサイクルの実施に努め、訓練の実施や対策策実施状況の評価等においては事務局として各部課等と連携し、業務継続のための事前対策全般を推進する。

b) 各部課等

自らの部課等が所管する非常時優先業務に関し、業務開始目標時間内に着手できるようにするための対策を検討し、総務部総務課と調整しながら対策を実施する。

卷末) 非常時優先業務 (風水害編 [第2版])

■飛島村業務継続計画 風水害編[第2版] 非常時優先業務

※職員数 正規のみ、BCP津波編[第2版]非常時優先業務を基本、訓練結果による追加業務の必要人員(確認業務0.5人、実働業務1.0人)

...警報等の発表
...村の非常体制

No	業務区分	業務名	担当課 ※避難所 班・検数課 班	業務開始目標時間と対応期間別職員数(非常時優先業務)必要職員数												8日目~														
				事前行動																										
				120時 間前(5 日前)	96時間 前(4 日前)	72時間 前(3 日前)	48時間 前(2 日前)	24時間 前	18時間 前	12時間 前	9時間 前	6時間 前	3時間 前	1時間 前	A 1時間 ~ 3時間 ~ 6時間 ~ 12時間 ~		B 2日目 3日目	C 4日目 5日目 6日目 7日目	D 8日目~											
209	災害対応業務	県への報告	総務課	総務班																									0.5	
210	災害対応業務	消防庁への報告 災害対策基本法第53条の規定による被害状況の報告	総務課	総務班																										0.5
211	災害対応業務	関係協力機関との連絡 子シテ等からの情報聴取	総務課	総務班																										0.5
212	災害対応業務	報道機関との連絡 被害状況の把握・報告 商工業関係の被害状況の把握・報告 産業会館の状況確認(施設点検、被害状況把握) 村立学校施設の被災状況等の把握	建設課 経済課 総務課 教育課	建設班 経済班 総務班 教育班																										1.0
213	災害対応業務	災害関係文書の受理、配布及び発送	総務課	総務班																										0.5
214	災害対応業務	広域資料の収集及び発表 集団避難者(避難先避難所)への避難者の情報提供	総務課	総務班																										0.5
215	災害対応業務	文化教育関係団体の救護活動	生涯教育課	教育班																										0.5
216	非常対応業務	車両管理事業	建設課	建設班																										1.0
217	非常対応業務	輸送車両の確保	建設課	建設班																										0.5
218	非常対応業務	運送車両の確保	建設課	建設班																										0.5
219	非常対応業務	運送車両	(建設課)保 健福祉課	厚生班																										0.5
220	非常対応業務	化学薬品流出対策の実施	保健福祉課	厚生班																										0.5
221	非常対応業務	防疫活動の実施	保健福祉課	厚生班																										0.5
222	非常対応業務	動物対策	保健福祉課	厚生班																										0.5
223	非常対応業務	建築物及び宅地の応急危険度判定	建設課	建設班																										2.0
224	非常対応業務	住宅の建築物除去	建設課	建設班																										0.5
225	非常対応業務	住宅の被害調査	建設課	建設班																										2.0
226	非常対応業務	住家被害の調査 漂流物の除去	保健福祉課 (健福課)保 健福祉課	厚生班																										1.0
227	非常対応業務	道路等の応急復旧	建設課	建設班																										1.0
228	非常対応業務	浸水農地等の応急排水 処理施設維持管理事業	建設課	経済班																										0.5
229	非常対応業務	河川総務事務事業 処理施設修繕事業	建設課	建設班																										2.0
230	非常対応業務	土地改良関係施設の応急復旧	建設課	建設班																										2.0
231	非常対応業務	災害時における陸揚物の処理及び清 掃	保健福祉課	厚生班																										1.0
232	非常対応業務	農業生産関係の応急復旧	建設課	経済班																										0.5
233	非常対応業務	児童施設等の応急復旧	保健福祉課	厚生班																										0.5
234	非常対応業務	戸籍住所台帳管理事業	住民課	住民班																										1.0
235	非常対応業務	応急な教育活動についての広報	教育課	教育班																										1.0
236	非常対応業務	応急な教育の実施	教育課	教育班																										1.0
237	非常対応業務	教科書・学習用品等の給与 の総括	教育課	教育班																										1.0
238	非常対応業務	災害時における職員の動員及び派遣 の総括	教育課	教育班																										0.5
239	非常対応業務	障害児児童学生等の防除	建設課	経済班																										0.5
240	非常対応業務	家畜に対する応急措置	建設課	経済班																										1.0
241	非常対応業務	住宅の応急修理	建設課	建設班																										0.5
242	非常対応業務	関係団体等に対し協力要請を行い、民間 責任住宅の確保を依頼	建設課	建設班																										1.0
243	非常対応業務	防犯設備維持管理事業	建設課	総務班																										1.0
244	非常対応業務	災害による村税の減収見込み の減収処理	総務課	総務班																										0.5
245	非常対応業務	農業金融	建設課	経済班																										1.0
246	非常対応業務	農業者の災害復旧融資対策	建設課	経済班																										0.5
247	非常対応業務	簡易避難所建設	建設課	総務班																										0.5
248	非常対応業務	一時滞村の対応	建設課	総務班																										1.0
249	非常対応業務	応急仮設住宅の設置	建設課	建設班																										0.5
250	非常対応業務	応急仮設住宅の設置計画の策定	建設課	建設班																										1.0
251	非常対応業務	応急仮設住宅の管理	建設課	建設班																										1.0
252	非常対応業務	応急仮設住宅の運営	保健福祉課	厚生班																										1.0
253	非常対応業務	農用地保全管理事業	建設課	建設班																										2.0

飛島村業務継続計画（風水害編）

[第2版]

平成30年3月